

**第7期岸和田市障害福祉計画・
第3期岸和田市障害児福祉計画
(令和6～8年度)
(案)**

令和6（2024）年3月

岸和田市

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 障害福祉をめぐる国の動き	1
3. 計画の対象.....	3
4. 計画の期間.....	3
5. 計画の位置づけ	4
6. 計画の策定体制	5
第2章 障害のある人を取り巻く状況と課題	6
1. 人口の推移.....	6
2. 障害のある人の状況	8
3. 障害のある人の生活の様子と課題.....	21
第3章 計画の基本的な考え方.....	36
1. 国の基本指針・府の基本的な考え方	36
2. 第7期障害福祉計画における成果目標	37
（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	37
（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	38
（3）地域生活支援の充実	39
（4）福祉施設から一般就労への移行等	40
（5）相談支援体制の充実・強化等	42
（6）障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築 ..	43
3. 第3期障害児福祉計画における成果目標	44
（1）障害児支援の提供体制の整備等.....	44
第4章 事業計画.....	47
1. 障害者総合支援法等に基づくサービス事業体系.....	47
2. 第7期障害福祉計画/障害福祉サービス等の見込量と確保策	48
（1）訪問系サービス・短期入所	48
（2）日中活動系サービス	54
（3）自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援・地域生活支援拠点等.....	62
（4）相談支援.....	65
（5）発達障害者等に対する支援	68
（6）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	69
（7）相談支援体制の充実・強化のための取り組み.....	70
（8）障害福祉サービスの質を向上させるための取り組み.....	71
3. 第7期障害福祉計画/地域生活支援事業の見込量と確保策	72
（1）必須事業.....	73

(2) 任意事業.....	8 0
4. 第3期障害児福祉計画/障害児支援の見込量と確保策	8 3
(1) 障害児通所支援、障害児相談支援等	8 3
(2) 子ども・子育て支援事業計画との連携.....	8 5
第5章 計画の推進に向けて.....	8 9
1. 計画の推進体制	8 9
2. 計画の進行管理	9 0
参考資料.....	9 1
1. 計画の策定経過	9 1
2. 岸和田市障害者施策推進協議会	9 2
3. 用語の説明	9 4

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市では、障害者の総合的な計画である「第5次岸和田市障害者計画」と併せて、障害福祉サービス（自立支援給付・地域生活支援事業）及び障害児福祉サービスについて、必要な見込量と確保策等を定めた「第6期岸和田市障害福祉計画・第2期岸和田市障害児福祉計画」を令和3（2021）年3月に策定し、計画的な障害者施策の推進を図ってきました。

これらの計画のうち、「第6期岸和田市障害福祉計画・第2期岸和田市障害児福祉計画」の計画期間が令和5（2023）年度で終了します。そこで、これまでの計画の進捗状況や数値目標の達成状況を検証するとともに、ポストコロナなど障害のある人を取り巻く状況の変化や国及び大阪府基本指針、近年行われた制度改正等を踏まえ、令和6（2024）年度を初年度とする「第7期岸和田市障害福祉計画・第3期岸和田市障害児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を新たに策定します。

2. 障害福祉をめぐる国の動き

障害福祉計画の根拠となる最初の法律である障害者自立支援法は、平成17（2005）年に制定され、平成25（2013）年には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」に移行しました。また、「児童福祉法」の改正により、平成28（2016）年から、地方自治体において障害児福祉計画の策定が義務づけられました。

令和3（2021）年3月には「障害を理由とする差別の解消に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）」が改正され、令和6（2024）年4月1日から事業者による障害者への合理的配慮の提供が義務化されます。また、令和4（2022）年には「障害者総合支援法」「児童福祉法」が改正され、令和6（2024）年4月1日から全面的に施行されます。

「改正障害者総合支援法」の内容は、1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実、2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備、6. その他、の6項目が柱となっています。

また、「改正児童福祉法」では、児童発達支援センターの役割・機能の強化などが行われます。

《障害福祉をめぐる国の動き》

年	内 容
平成18(2006)年	障害者自立支援法の施行（平成18年4月1日） 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行 国連で障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）を採択
平成19(2007)年	障害者権利条約に署名（平成19年9月28日）
平成21(2009)年	障害者制度改革推進会議
平成23(2011)年	改正障害者基本法の施行（平成23年8月5日）
平成24(2012)年	改正児童福祉法の施行（平成24年4月1日） 障害者虐待防止法の施行（平成24年10月1日）
平成25(2013)年	障害者総合支援法の施行（平成25年4月1日） 障害者優先調達推進法の施行（平成25年4月1日）
平成26(2014)年	障害者権利条約の批准（平成26年1月20日）
平成27(2015)年	難病の患者に対する医療等に関する法律の施行
平成28(2016)年	障害者差別解消法の施行（平成28年4月1日） 改正障害者雇用促進法施行（平成28年4月1日） 成年後見制度の利用の促進に関する法律施行（平成28年5月13日） 改正発達障害者支援法の施行（平成28年8月1日）
平成30(2018)年	改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法施行（平成30年4月1日） 改正社会福祉法施行（平成30年4月1日） 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律施行（平成30年6月13日） 障害者基本計画（第4次計画）
令和元(2019)年	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律施行 （令和元年6月28日）
令和2(2020)年	改正障害者雇用促進法の施行（令和2年4月1日） 改正高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律一部施行 （令和2年6月19日） 改正社会福祉法施行（令和2年6月12日）
令和3(2021)年	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行
令和6(2024)年	改正障害者総合支援法・児童福祉法の施行（令和6年4月1日、一部令和 5年4月1日、令和5年10月1日） 改正障害者差別解消法の施行（令和6年4月1日）

3. 計画の対象

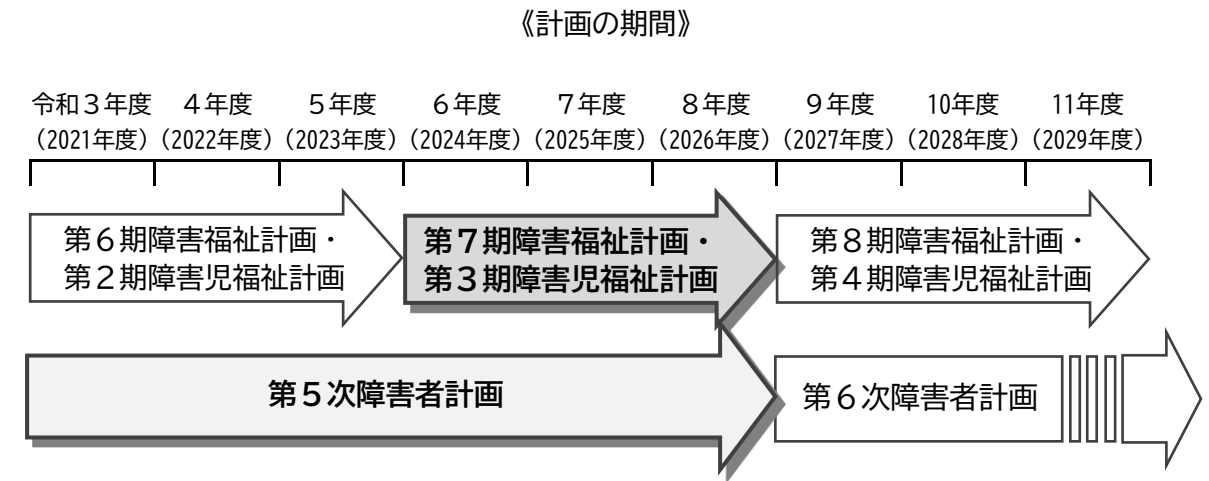
「障害者基本法」第2条において、障害のある人を次のように定義しています。

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

本計画の対象は、法の規定に基づき、障害者手帳を持つ人だけに限らず、制度や慣行を含めた社会的障壁により、日常・社会生活に相当な制限を受ける状態にある人すべてとして、高次脳機能障害のある人や難病患者等も含まれます。

4. 計画の期間

本計画は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画期間とします。
なお、関係法令の施行や制度改正等の社会経済情勢やニーズの変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

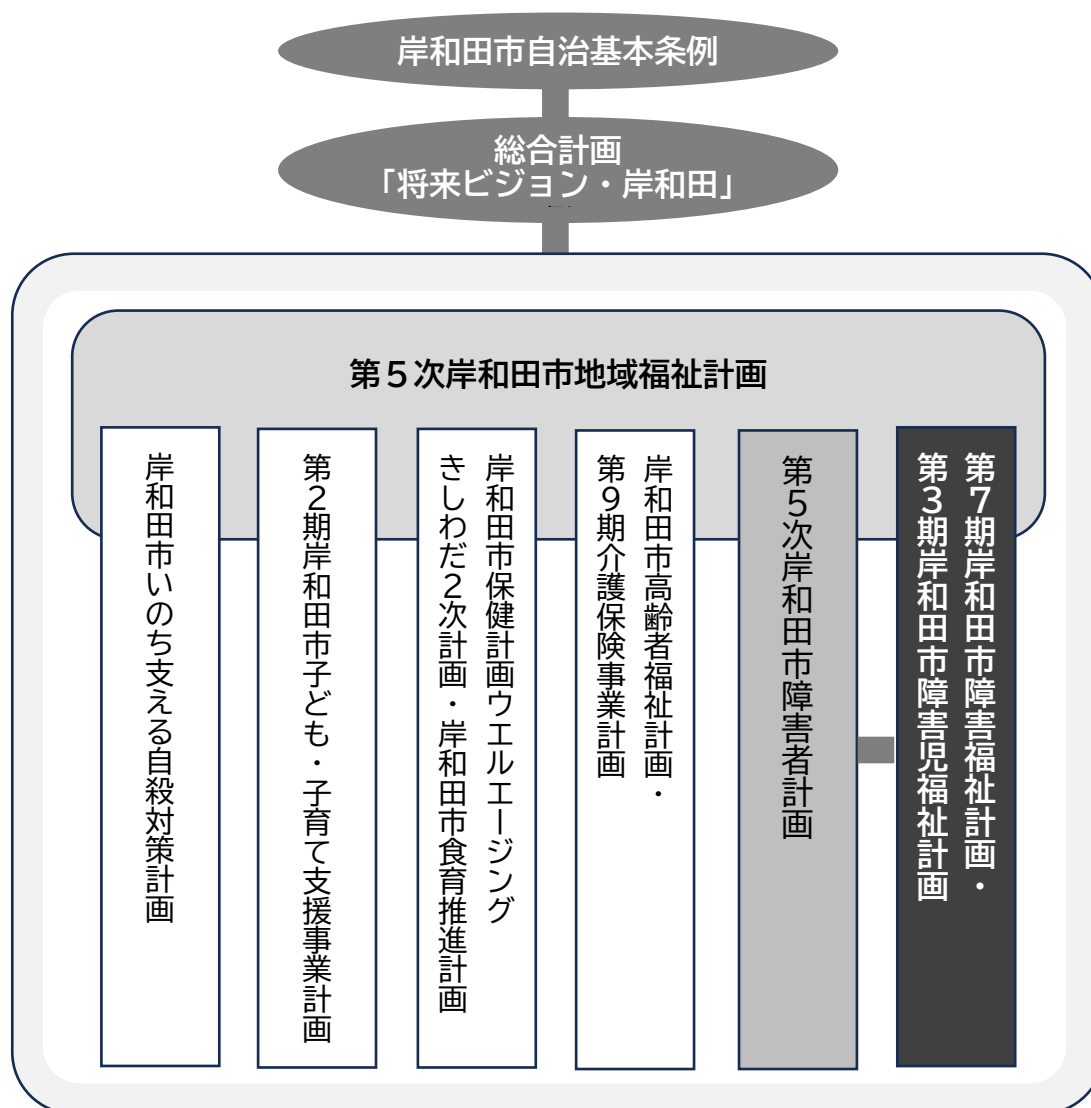


5. 計画の位置づけ

障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害福祉計画の基本的理念を踏まえ、国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方に基つき本市の障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業を充実させるために必要なサービス量を見込むとともに、提供体制の確保に関する方策を定める計画です。

障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害のある児童の健やかな育成のための発達支援に配慮し、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とする計画です。

《計画の位置づけ》



6. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、計画の円滑な推進を図るため、「岸和田市障害者施策推進協議会」を中心に市民の参画を得るとともに、次のような機会を経て、市民ニーズを踏まえ、策定しました。

（１）岸和田市障害者施策推進協議会

学識経験者、障害者（児）団体、社会福祉関係者、サービス提供事業者、医療機関関係者、市民委員（20名）による「岸和田市障害者施策推進協議会」において、審議を行いました。

（２）障害児・者へのアンケート

本計画の策定にあたり、基礎資料として、また、今後の本市の障害福祉施策の推進にあたって参考とさせていただくため、生活の様子や福祉サービス等の利用状況、生活支援に対する意見等を把握することを目的として、障害のある児童及び障害のある人、また、重度障害のある人それぞれを対象に、アンケート調査を実施しました。

（３）グループホームアンケート

障害のある人のグループホームの利用状況等を把握するため、グループホームを運営する事業者に対するアンケート調査を実施しました。

（４）意見聴取（パブリックコメント）の実施

令和6（2024）年1月29日（月）～2月29日（木）に、意見聴取（パブリックコメント）を実施しました。閲覧場所は、障害者支援課、子育て支援課、広報広聴課情報公開コーナー、福祉総合センター、東岸和田・山直・春木・八木・桜台の各市民センター、山滝支所のほか、市ホームページに掲載しました。

第2章 障害のある人を取り巻く状況と課題

1. 人口の推移

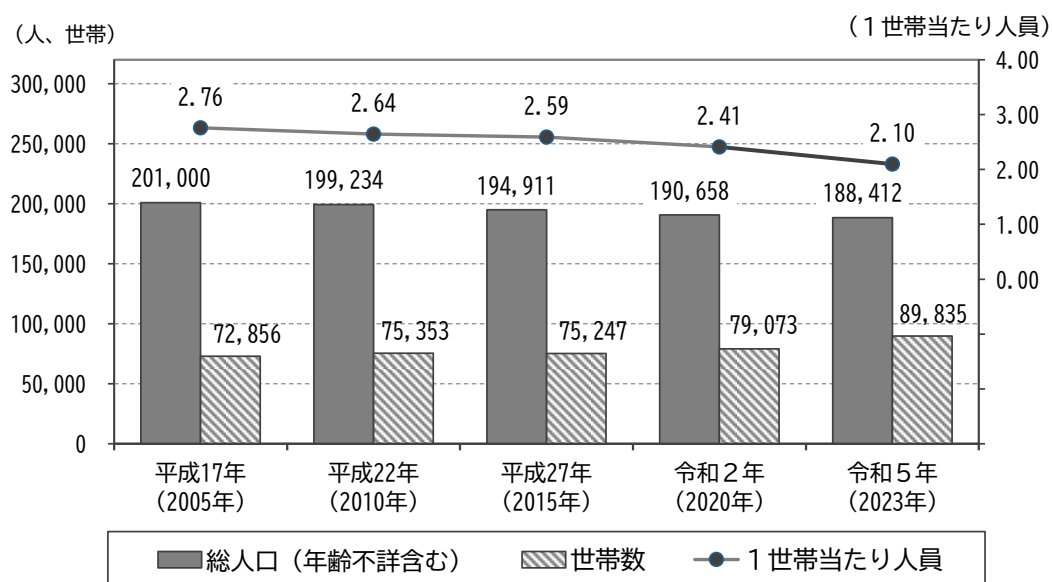
国勢調査から平成17(2005)年以降の本市の総人口の推移をみると、平成17(2005)年の201,000人をピークに、以降は減少傾向にあり、令和2(2020)年では190,658人となっています。住民基本台帳による人口は、令和5(2023)年10月1日現在、188,412人となっています。

国勢調査による総世帯数は、平成22(2010)年までの増加傾向が平成27(2015)年には一度わずかに減少したものの、令和2(2020)年では増加に転じ、79,073世帯となっています。住民基本台帳による世帯数は、令和5(2023)年10月1日現在、89,835世帯となっています。

1世帯当たりの人員は、平成17(2005)年の2.76人から令和2(2020)年では2.41人となり、世帯規模の縮小が進んでいます。住民基本台帳による1世帯当たりの人員は、令和5(2023)年10月1日現在、2.10人となっています。

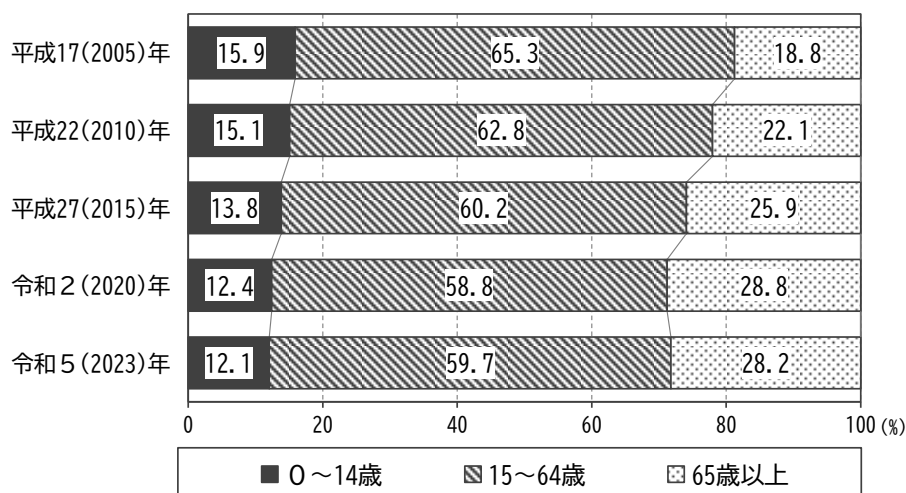
年齢3区分別の人口構成比をみると、0～14歳の年少人口は緩やかに減少しており、平成17(2005)年の15.9%から令和2(2020)年では12.4%となっています。一方、65歳以上の高齢人口は大きく増加を続けており、平成17(2005)年の18.8%から令和2(2020)年では28.8%となり、引き続き本市でも少子高齢化が進んでいます。

《総人口・総世帯数の推移》



資料:平成17(2005)年～令和2(2020)年:国勢調査
令和5(2023)年:住民基本台帳人口(10月1日現在)

《年齢3区分別人口及び構成比の推移》



資料:平成17(2005)年～令和2(2020)年:国勢調査
令和5(2023)年:住民基本台帳人口(10月1日現在)

(単位:人)

	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和5年 (2023年)
総人口(年齢不詳含む)	201,000	199,234	194,911	190,658	188,412
0～14歳	31,917	30,004	26,903	23,665	22,729
15～64歳	131,273	124,918	117,058	112,109	112,510
65歳以上	37,691	43,834	50,357	54,884	53,173
年齢不詳	119	478	593	0	0
総人口(年齢不詳除く)	200,881	198,756	194,318	190,658	188,412
人口構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0～14歳	15.9%	15.1%	13.8%	12.4%	12.1%
15～64歳	65.3%	62.8%	60.2%	58.8%	59.7%
65歳以上	18.8%	22.1%	25.9%	28.8%	28.2%
世帯数	72,856	75,353	75,247	79,073	89,835
1世帯当たり人員	2.76	2.64	2.59	2.41	2.10

資料:平成17(2005)年～令和2(2020)年:国勢調査

令和5(2023)年:住民基本台帳人口(10月1日現在)

※人口構成比は、年齢不詳を除いた総人口における構成比。ただし、令和2(2020)年は「年齢不詳補完結果」から引用

2. 障害のある人の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

① 身体障害者手帳所持者数の推移

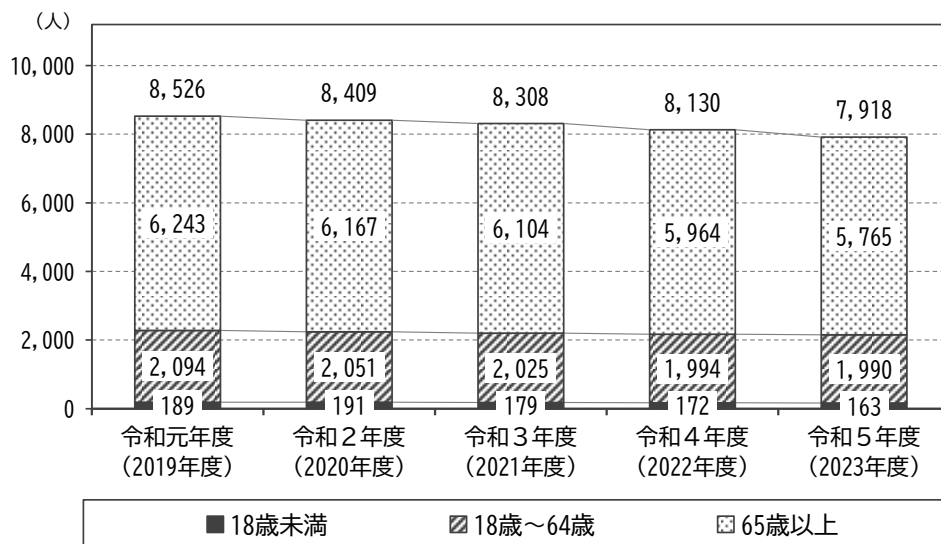
身体障害者手帳所持者数の令和元(2019)年度以降の推移をみると、手帳所持者の総数は減少傾向で、令和元(2019)年度の8,526人から令和5(2023)年度では7,918人となっています。年齢階層別にみても概ね減少傾向にあります。

等級別でみると、1・2級を合わせた重度の人は、令和5(2023)年度では3,571人で、前年度に比べ、減少しています。重度の人の身体障害者手帳所持者総数に占める割合は、令和元(2019)年度の44.4%から令和5(2023)年度では45.1%となっていて、令和3(2021)年度からほぼ横ばいとなっています。

障害部位別で見ると、各年度とも「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障害」となっています。「肢体不自由」は減少傾向にあり、「内部障害」も令和3(2021)年度をピークに減少傾向をみせていますが、そのほかは概ね横ばいとなっています。

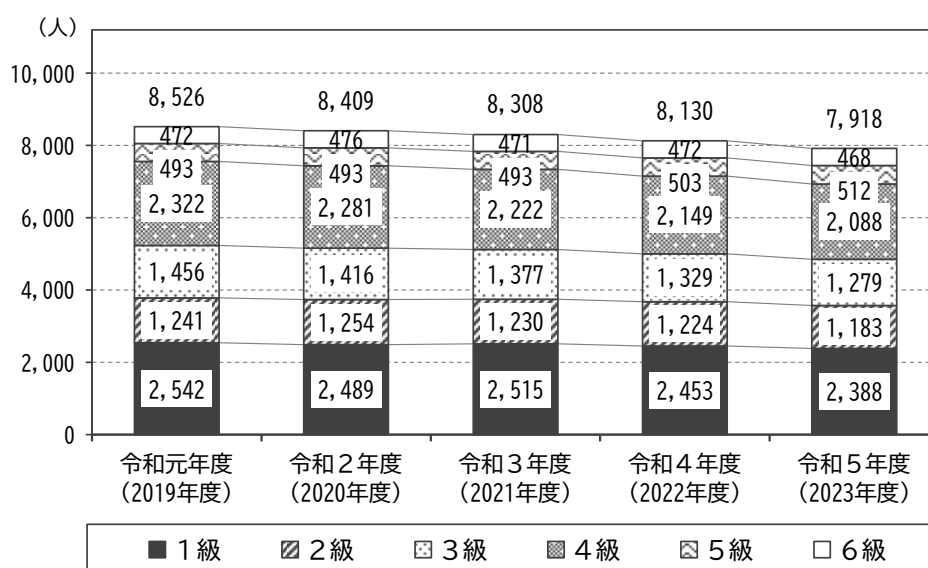
また、令和元(2019)年度以降の身体障害者手帳所持者の対人口割合の推移をみると、緩やかな低下傾向にあり、令和5(2023)年度では4.19%となっています。

《身体障害者手帳所持者数の推移（年齢階層別）》



資料:障害者支援課(各年度4月1日現在)

《身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）》



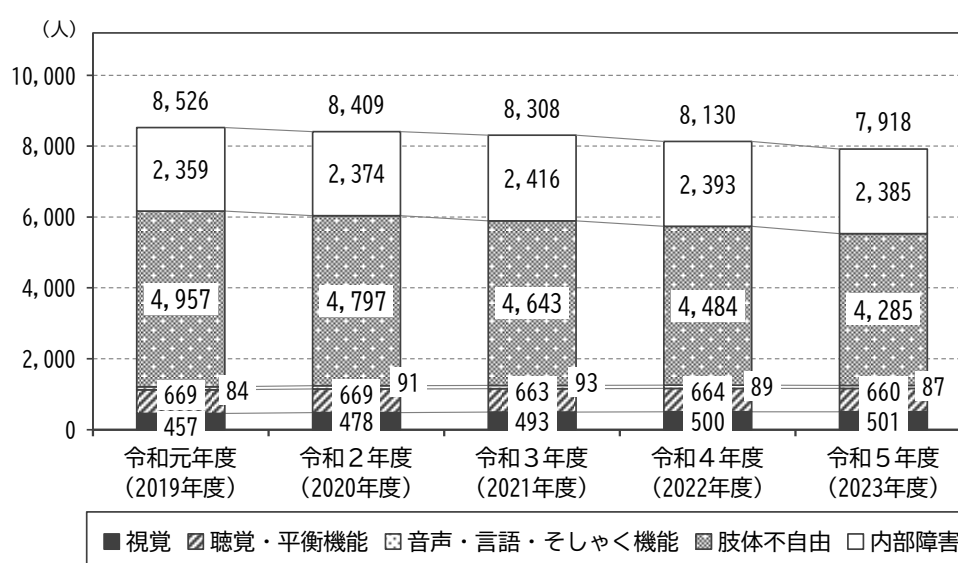
資料：障害者支援課（各年度4月1日現在）

《総数に占める1・2級（重度）所持者の割合の推移》

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
1・2級所持者の割合	44.4%	44.5%	45.1%	45.2%	45.1%

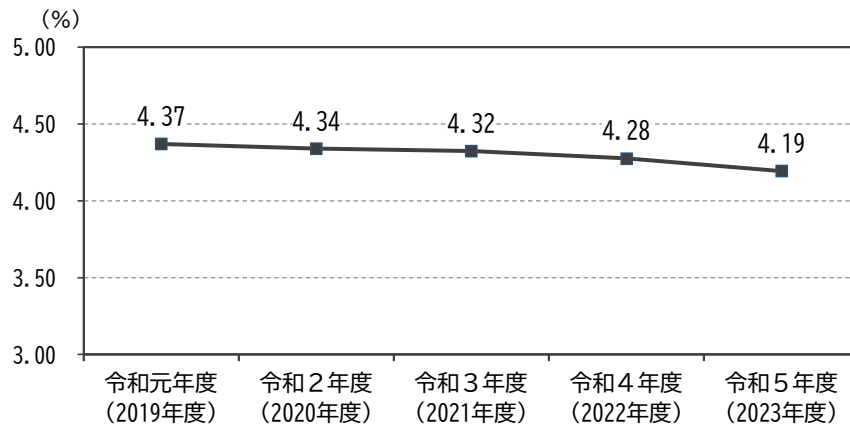
資料：障害者支援課（各年度4月1日現在）

《身体障害者手帳所持者数の推移（障害部位別）》



資料：障害者支援課（各年度4月1日現在）

《人口に占める身体障害者手帳所持者の割合の推移》



資料:障害者支援課(各年度4月1日現在)、人口:住民基本台帳(各年度4月1日現在)

② 療育手帳所持者数の推移

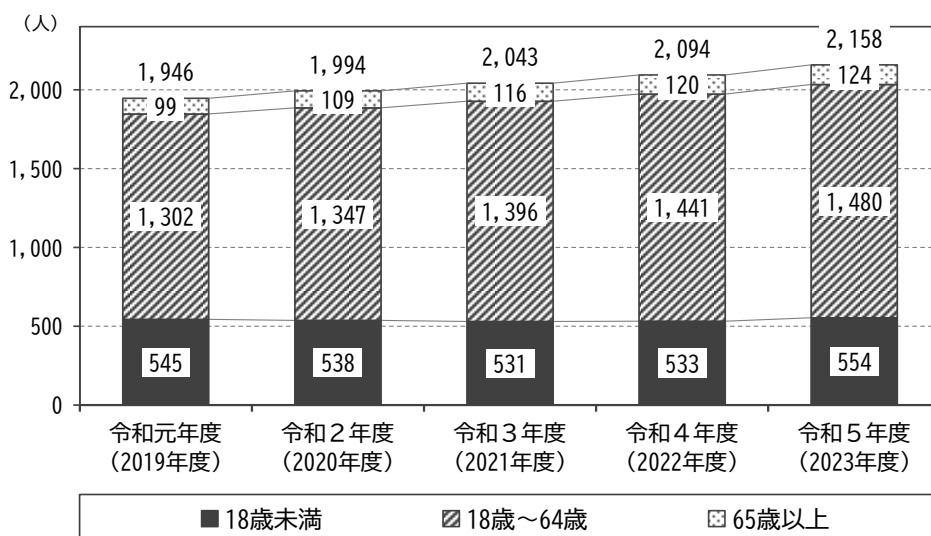
療育手帳所持者数の令和元(2019)年度以降の推移をみると、手帳所持者の総数は増加を続け、令和元(2019)年度の1,946人から令和5(2023)年度では2,158人となっています。

年齢階層別でみると、18歳未満は緩やかな減少傾向が令和5(2023)年度は前年度より21人増加しています。18歳以上は40～50人前後の増加が続いています。

等級別でみると、A判定(重度)の人は、令和5(2023)年度では819人で、令和元(2019)年度より20人の増加となっています。重度の人の療育手帳所持者総数に占める割合は、令和元(2019)年度の41.1%から令和5(2023)年度では38.0%と、低下傾向にあります。

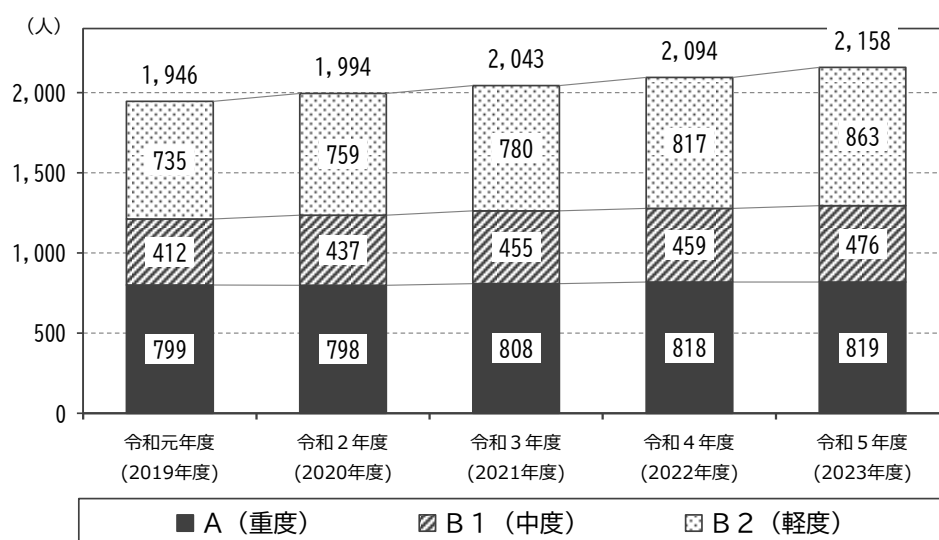
また、令和元(2019)年度以降の療育手帳所持者の対人口割合の推移をみると、令和5(2023)年度にかけて緩やかな上昇傾向にあります。

《療育手帳所持者数の推移(年齢階層別)》



資料:障害者支援課(各年度4月1日現在)

《療育手帳所持者数の推移（等級別）》



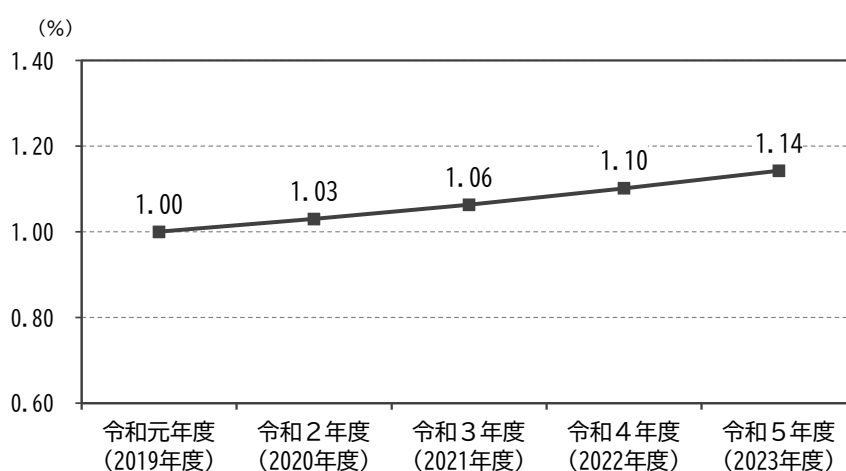
資料:障害者支援課(各年度4月1日現在)

《総数に占めるA判定（重度）所持者の割合の推移》

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
A判定所持者の割合	41.4%	40.0%	39.5%	39.1%	38.0%

資料:障害者支援課(各年度4月1日現在)

《人口に占める療育手帳所持者の割合の推移》



資料:障害者支援課(各年度4月1日現在)、人口:住民基本台帳(各年度4月1日現在)

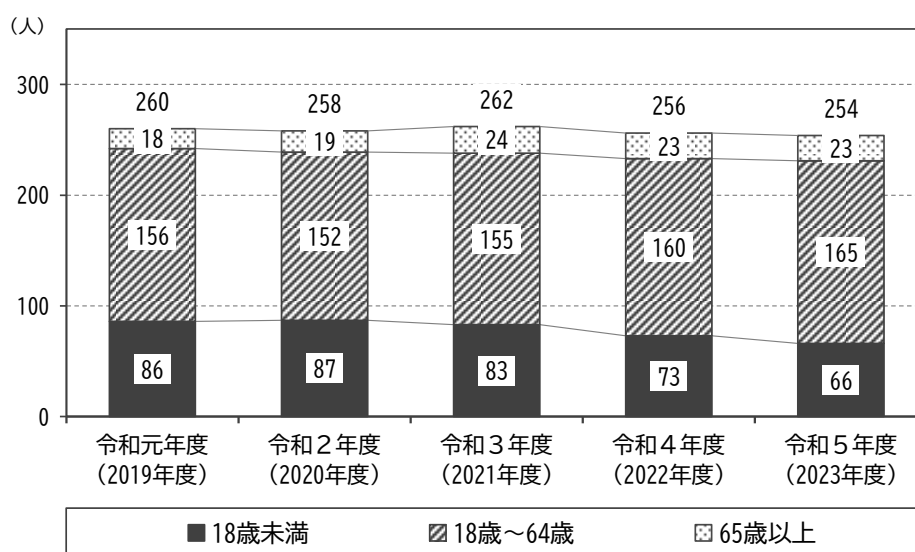
③ 重症心身障害児者数の推移

身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者のうち、身体障害者手帳１級または２級と療育手帳Ａ判定を所持する重症心身障害児者数は、令和元(2019)年度以降、概ね横ばいで推移しており、令和５(2023)年度では254人となっています。

年齢階層別では、18歳未満は令和３(2021)年度以降、減少傾向にあります。

なお、「重症心身障害児者」の名称に明確な定義はないため、ここでは、便宜上、上記の区分で集計しました。

《重症心身障害児者の推移（年齢階層別）》



資料：障害者支援課(各年度4月1日現在)

④ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

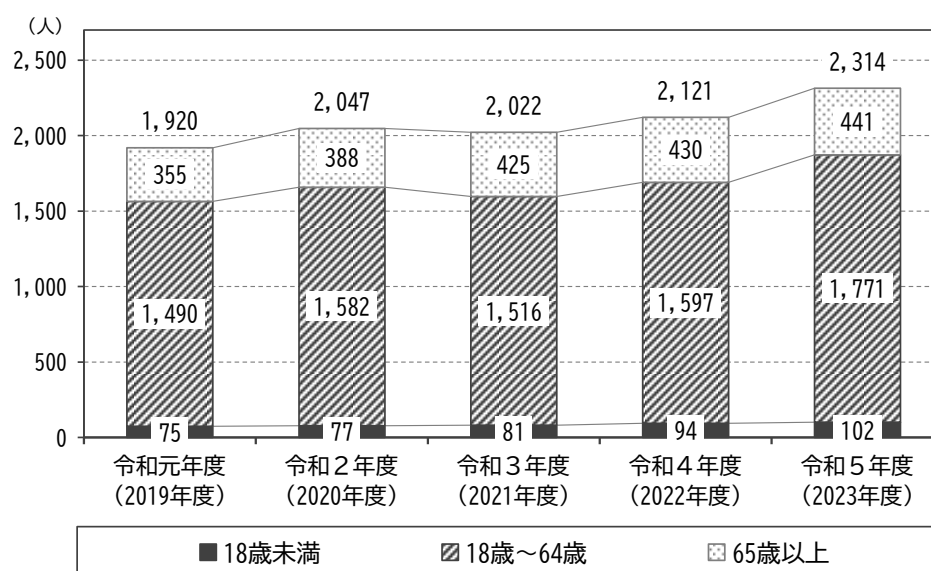
精神障害者保健福祉手帳所持者の令和元(2019)年度以降の推移をみると、手帳所持者数の総数は概ね増加傾向にあり、令和5(2023)年度では2,314人となっています。

年齢階層別でみると、18歳未満は令和元(2019)年度以降、緩やかな増加傾向にあり、18歳以上は令和3(2021)年度に減少したものの、それ以外の年度は大きく増加し、特に令和5(2023)年度は前年度より185人増加しています。

等級別でみると、1級(重度)の人は、令和5(2023)年度では178人で、令和元(2019)年度以降、増加傾向にあります。重度の人の精神障害者保健福祉手帳所持者総数に占める割合は、令和元(2019)年度の7.6%から令和5(2023)年度では7.7%となっています。

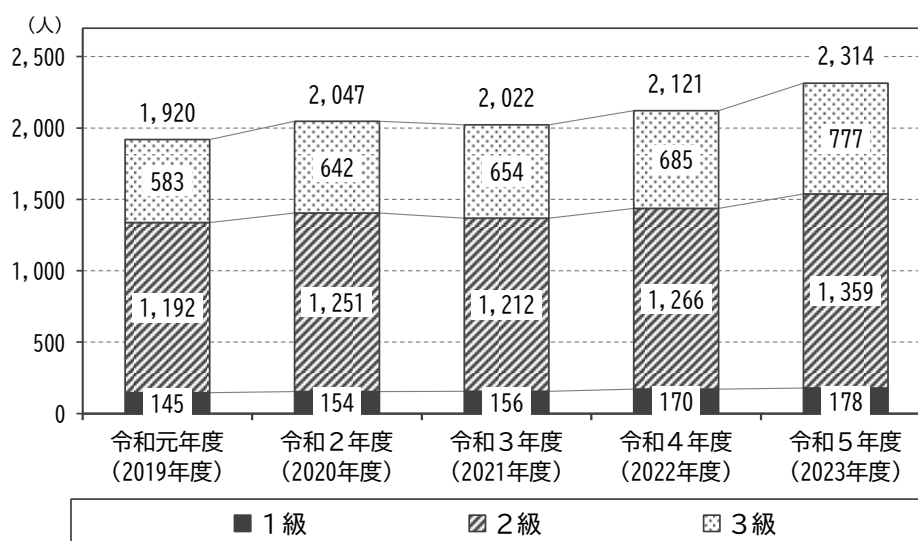
また、令和元(2019)年度以降の精神障害者保健福祉手帳所持者の対人口割合の推移をみると、令和3(2021)年度を除き上昇傾向にあり、令和5(2023)年度には1.23%となっています。

《精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(年齢階層別)》



資料:障害者支援課(各年度4月1日現在)

《精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）》



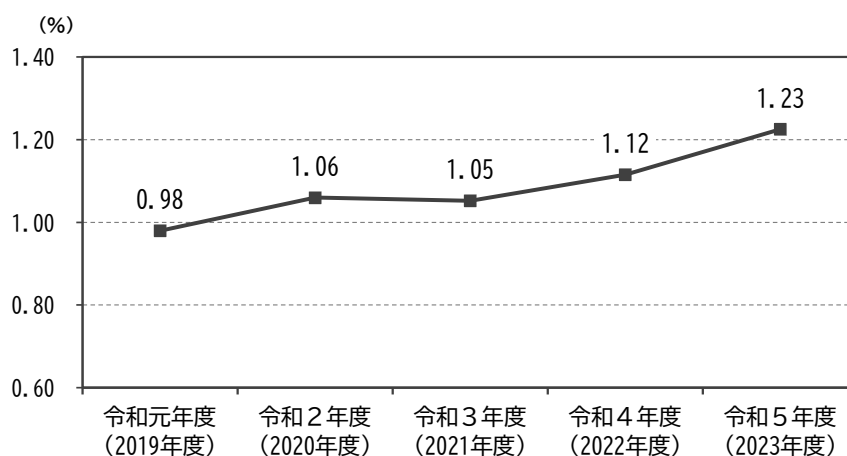
資料:障害者支援課(各年度4月1日現在)

《総数に占める1級（重度）所持者の割合の推移》

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
1級所持者の割合	7.6%	7.5%	7.4%	8.0%	7.7%

資料:障害者支援課(各年度4月1日現在)

《人口に占める精神障害者保健福祉手帳所持者の割合の推移》



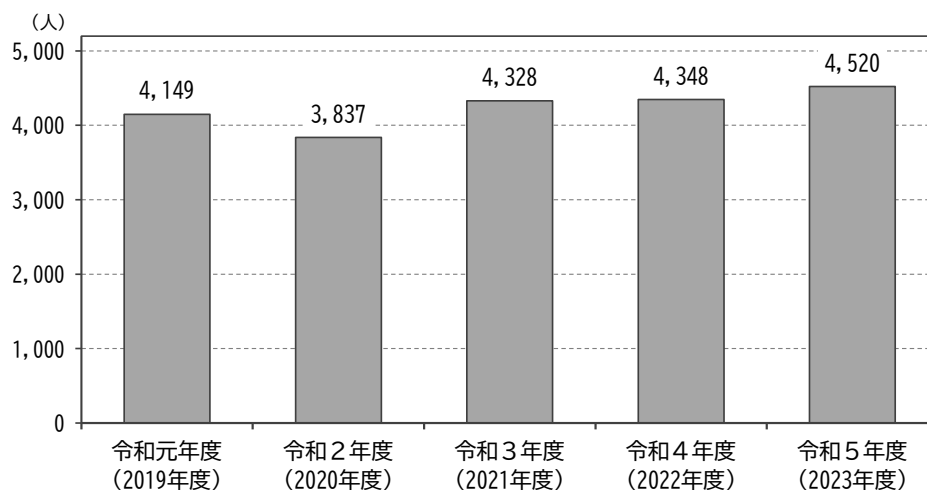
資料:障害者支援課(各年度4月1日現在)、人口:住民基本台帳(各年度4月1日現在)

(2) 医療受給者からみた障害のある人の状況

① 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

自立支援医療（精神通院医療）の受給者数は、令和2（2020）年度に減少が止まり、以降増加傾向にあり、令和5（2023）年度では4,520人となっています。

《自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移》

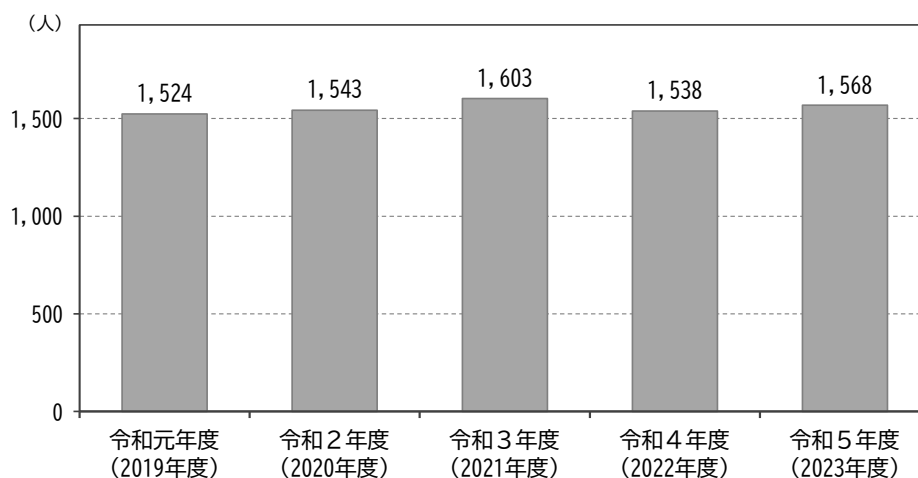


資料:障害者支援課(各年度4月1日現在)

② 難病患者数の推移

特定疾患医療受給者証所持者数は、令和3（2021）年度の1,603人以外は1,500人台で推移し、令和5（2023）年度では1,568人となっています。

《特定疾患医療受給者証所持者数の推移》



資料:大阪府(各年度4月1日現在)

(3) 障害のある児童の療育・保育・教育の状況

① 障害児保育の状況

障害児保育の実施園数は、令和2(2020)年度まで公立11園、民間5園、合わせて16園で推移してきましたが、民間が令和3(2021)年度に10園、令和4(2022)年度に16園、令和5(2023)年度には20園と増加し、令和5(2023)年度には合わせて31園となっています。

障害のある児童の在園児数についても、民間の増加が大きく、令和5(2023)年度では公民合わせて132人、全園児の3.3%となっています。

《障害児保育実施園数の推移》

(単位：園)

		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
公立	園数	11	11	11	11	11
	障害児保育実施園数	11	11	11	11	11
民間	園数	27	27	23	23	24
	障害児保育実施園数	5	5	10	16	20
合計	園数	38	38	34	34	35
	障害児保育実施園数	16	16	21	27	31

資料：子育て施設課(各年度4月1日現在)

《在園児童数の推移》

(単位：人)

		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
公立	在園児童数	1,180	1,134	1,112	1,081	1,043
	障害児数	58	54	52	58	61
民間	在園児童数	2,915	2,914	2,878	2,818	2,902
	障害児数	25	19	36	56	71
合計	在園児童数	4,095	4,048	3,990	3,899	3,945
	障害児数	83	73	88	114	132
	対比(%)	2.0	1.8	2.2	2.9	3.3

資料：子育て施設課(各年度4月1日現在)

第2章 障害のある人を取り巻く状況と課題

特別支援教育は、全公立幼稚園で実施されています。公立幼稚園在園児数は減少していますが、就園支援を受けて入園している児童数は、令和3(2021)年度に前年度より53人増加し、令和5(2023)年度では124人、公立幼稚園在園児全体の17.9%となっています。

《特別支援教育実施公立幼稚園数の推移》

(単位：園)

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
公立幼稚園	23	23	23	23	22
特別支援教育実施園数	23	23	23	23	22

資料：市教育委員会人権教育課(各年度5月1日現在)

《公立幼稚園在園児童数の推移》

(単位：人)

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
公立幼稚園在園児数	1,028	944	825	741	691
就園支援を受けて 入園している幼児	79	73	126	119	124
対比(%)	7.7	7.7	15.3	16.1	17.9

資料：市教育委員会人権教育課(各年度5月1日現在)

② 支援学校・支援学級の状況

岸和田市在住の支援学校在籍児童・生徒数は、概ね横ばいで推移しており、令和5(2023)年度では小学部104人、中学部81人、高等部98人、合計283人となっています。

《支援学校在籍児童・生徒数の推移》

(単位：人)

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
小学部	98	98	102	109	104
中学部	71	74	71	72	81
高等部	113	101	117	108	98
合計	282	273	290	289	283

資料：大阪府教育委員会(各年度5月1日現在)

※岸和田市在住の児童・生徒数は、岸和田市から通う児童・生徒です。また、岸和田市に住民票をおきながら、他市(他市の親戚の家などから)から通う児童・生徒も含まれます。

支援学級児童・生徒数は、小学校・中学校ともに増加傾向にあり、令和5(2023)年度には小学校が801人で全児童数の8.6%、中学校が375人で全生徒数の7.8%となっています。

《支援学級設置数・在籍数の推移》

		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
学校数(校)	小学校	24	24	24	24	24
	中学校	11	11	11	11	11
全学級数(級)	小学校	425	426	421	435	440
	中学校	185	182	187	193	197
うち支援学級数 (級)	小学校	105	113	118	131	133
	中学校	42	44	49	56	65
全児童・生徒数 (人)	小学校	10,309	10,094	9,825	9,606	9,334
	中学校	5,170	5,029	5,029	4,925	4,831
支援学級在籍者数 (人)	小学校	579	658	698	771	801
	対比(%)	5.6	6.5	7.1	8.0	8.6
	中学校	212	231	285	329	375
	対比(%)	4.1	4.6	5.7	6.7	7.8

資料：市教育委員会総務課(各年度5月1日現在)

(4) 医療的ケア児者の状況

① 医療的ケア児者数

医療的ケア児とは、厚生労働省によると、医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこととされています。成人年齢に到達した方も含め、医療的ケア児者と呼称されます。

その市内在住者数を厳密に把握することができないため、本市が日常生活用具給付事業の「電気式吸引器」を支給決定している人数で代用すると、令和5年度で18歳未満の医療的ケア児が26人、18～64歳の医療的ケア者が34人、あわせて60人です。

《電気式吸引器の支給決定されている人数》

年 度	18 歳未満	18 歳～64 歳	計
令和2年度	27	32	59
令和3年度	28	39	67
令和4年度	26	35	61
令和5年度	26	34	60

資料：障害者支援課

② 医療的ケア児者の福祉サービスの利用状況

令和5年4～11月の障害福祉サービス・障害児福祉サービスの利用状況をみると、医療的ケア児では、児童発達支援や放課後等デイサービス、訪問系サービスを2～3割が利用しており、サービス未利用も3割あります。

医療的ケア者では、生活介護と訪問系サービスをそれぞれ5割前後が利用しており、サービス未利用がやはり3割あります。

60人の医療的ケア児者はいずれも在宅生活ですが、サービス未利用の方は、家族等による介護ですべてをまかなう方や、頻繁な入退院などにより安定して福祉サービスを利用する状況にない方など、様々なケースが想定されます。

《障害福祉サービス・障害児福祉サービスの利用状況（令和5年度）》

18 歳未満

	人数	構成比
児童発達支援	8	30.8%
放課後等デイサービス	8	30.8%
訪問系サービス	5	19.2%
短期入所	1	3.8%
サービス未利用	8	30.8%
医療的ケア児数	26	100.0%

18～64 歳

	人数	構成比
生活介護	16	47.1%
訪問系サービス	18	52.9%
短期入所	7	20.6%
サービス未利用	10	29.4%
医療的ケア者数	34	100.0%

資料：障害者支援課

(5) 強度行動障害のある人の状況

① 強度行動障害のある人の数

強度行動障害のある人は、自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など、本人や周りの人のくらしに影響を及ぼす行動が著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要です。

明確な定義がなく、市町村で統一的な把握方法が定められていないため、18歳以上の方は、障害支援区分認定調査の「行動関連項目」の合計が10点以上とし、18歳未満は、保護者からの聞き取りにより、人数を把握すると、18歳未満で1人、18歳以上で192人、あわせて193人です。なお、障害支援区分認定調査は、対象者に対し、原則として3年に1回行われるため、令和2～4年度の3か年分のデータから把握しました。

《強度行動障害のある人の数》

年 度	18 歳未満	18 歳以上	計
令和2～4年度	1	192	193

資料：障害者支援課

② 強度行動障害のある人の福祉サービスの利用状況

強度行動障害のある人の令和2～4年度の居場所をみると、「自宅」が47.9%、「グループホーム」が27.1%、「障害者支援施設」が20.8%などとなっています。

訪問系・日中活動系サービスの利用状況は、生活介護を7割の方が利用しており、あとは就労継続支援B型、訪問系サービス、短期入所をそれぞれ1～2割程度の方が利用しています。

《障害福祉サービス等の利用状況》

施設の利用状況

	人数	構成比
自宅	92	47.9%
グループホーム	52	27.1%
障害者支援施設入所	40	20.8%
サービス付き高齢者住宅	3	1.6%
入院	3	1.6%
不明	2	1.0%
合計	192	100.0%

資料：障害者支援課

訪問系・日中活動系サービスの利用状況

	人数	構成比
生活介護	108	73.5%
就労継続支援B型	30	20.4%
訪問系サービス	24	16.3%
短期入所	19	12.9%
合計(入所・入院・居住区分不明者を除く)	147	100.0%

3. 障害のある人の生活の様子と課題

(1) 障害児・者へのアンケート調査からみるニーズと課題

① 調査の概要

本計画策定にあたり、障害のある児童や障害のある人の生活の様子や福祉サービスの利用状況、生活支援に対する意識や意向を把握し、基礎資料とするため実施しました。

調査期間は、令和5(2023)年8月14日(月)～8月31日(木)を期限とし、9月8日(金)まで回収しました。調査は、以下の3種類の調査票で郵送により実施し、配布・回収数は表のとおりです。

《調査票の種類、対象、配布・回収状況》

調査票の種類	対 象	配布数	回収数	回収率
障害児福祉に関するアンケート調査	18歳未満の身体障害者手帳、療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳所持の方	200	74	37.0%
障害者福祉に関するアンケート調査	18歳以上の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳もしくは自立支援医療(精神通院医療)受給者証所持の方	1,800	757	42.1%
重度障害者の福祉に関するアンケート調査	身体障害者手帳1・2級かつ療育手帳A判定などの重度重複障害の方や、重症心身障害児・者判定の方	430	207	48.1%

② 障害児福祉に関するアンケート調査からみる生活の様子と課題

■障害の状況について

- 各障害者手帳の所持状況から障害種別をみると、「身体障害」が18.9%、「知的障害」が51.4%、「精神障害」が9.5%、複数の手帳所持者の「重複障害」が10.8%となっています。また、国指定の難病の認定を「受けている」児童は16.2%となっています。
- 発達障害として「診断された」児童は回答者の48.6%で、およそ半数となっています。発達障害と「診断された」児童の場合、診断を受けようと思ったきっかけは、「家族など身近な人が気がついた」が30.6%、「乳幼児健診」が25.0%、「保育所や幼稚園、こども園の職員からの勧め」が19.4%などとなっています。
- 医療的ケアを受けている児童は回答者の14.8%で、受けているケアでは「服薬管理」が12.2%で最も高くなっています。
- 強度行動障害があると専門家に言われたことが「ある」は該当なしで、「ない」が81.1%、「わからない」が16.2%となっています。

発達障害の診断を受けるきっかけが、「家族など身近な人が気がついた」と答えた割合が高くなっています。「乳幼児健診」や「保育所や幼稚園、こども園の職員からの勧め」などとともに早期の気づき、診断、相談、対応が必要です。また、市民に対する発達障害の適切な情報の発信や、ペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実が必要です。

■育成・教育などについて

- 年齢4区分別通学先をみると、「就学前」は「児童発達支援（療育教室・通園施設）」（85.7%）が、「小学生」は「小学校」（73.0%）が、「中学生」は「中学校」（56.3%）が、「高校生等」は「高等学校」（71.4%）が、それぞれ最も高くなっています。
- “小学生”の「特別支援学校（小学部）」は35.1%、“中学生”の「特別支援学校（中学部）」は37.5%、“高校生等”の「特別支援学校（高等部）」は14.3%となっています。
- 育成・教育に関する支援の希望は、「子どもの持つ能力や障害の状態に適した指導の実施」が79.7%で最も高く、次いで「就学・進路相談など相談体制の充実」（75.7%）、「乳幼児期、小学生期、中学生期、中学卒業後の各期の連続性のある支援」（51.4%）と続きます。

育成・教育に関する支援の希望では、「子どもの持つ能力や障害の状態に適した指導の実施」や「就学・進路相談など相談体制の充実」が高くなっています。児童それぞれの障害の状態等に対応したきめ細かな指導・相談・支援が必要です。

■福祉サービスの利用について

- 「利用していない」及び無回答を除いた利用率は、【④放課後等デイサービス】が63.5%で最も高く、【③児童発達支援】（52.7%）、【⑥サービス利用のための相談支援】（32.4%）、【⑤保育所等訪問支援】（21.6%）の順で、【①居宅介護】及び【②重度訪問介護】の利用は該当なしとなっています。
- 4つの利用サービスは、すべて『満足』（「大変満足」＋「まあ満足」）が『不満』（「やや不満」＋「大変不満」）を上回り、特に【④放課後等デイサービス】は『満足』が54.0%となっています。

《福祉サービスの利用状況、利用した際の満足度》

サービス名	利用状況・満足度						統合		
	大変満足	まあ満足	やや不満	大変不満	利用していない	無回答	利用率	満足	不満
①居宅介護	0.0	0.0	0.0	0.0	90.5	9.5	0.0	0.0	0.0
②重度訪問介護	0.0	0.0	0.0	0.0	90.5	9.5	0.0	0.0	0.0
③児童発達支援	18.9	25.7	6.8	1.4	39.2	8.1	52.7	44.6	8.1
④放課後等デイサービス	27.0	27.0	6.8	2.7	29.7	6.8	63.5	54.1	9.5
⑤保育所等訪問支援	4.1	13.5	2.7	1.4	66.2	12.2	21.6	12.6	4.1
⑥サービス利用のための相談支援	8.1	17.6	4.1	2.7	56.8	10.8	32.4	25.7	6.8

※統合の比率は、各選択肢の回答者数を足してから算出しているため、比率の合計とは必ずしも一致しません。

- 福祉サービスを利用して不満に思うことについては、どのサービスも「特にない」が最も高くなっていますが、不満の中でどのサービスにも共通して選択されているのは、「職員の知識や経験が不足している」や「地域に事業所が少なく利用しづらい」となっています。（満足度の質問で「大変満足」及び「まあ満足」も回答があり、合わせて集計しています。障害者調査、重度障害者調査も同様です。）

《福祉サービスを利用して不満に思うこと》

サービス名 不満に思うこと	③児童発達支援	④放課後等デイサービス	⑤保育所等訪問支援	⑥サービス利用のための相談支援
回答者数	n=39	n=47	n=16	n=24
特にない	46.2	53.2	56.3	58.3
本人や家族の意向を尊重してもらえない	10.3	6.4	6.3	0.0
利用回数や時間などに制限がある	12.8	10.6	0.0	0.0
急な変更に応じてもらえない	5.1	6.4	0.0	0.0
職員の対応がよくない	2.6	6.4	0.0	0.0
職員の知識や経験が不足している	12.8	12.8	12.5	8.3
プライバシーの配慮に欠ける	2.6	2.1	0.0	0.0
地域に事業所が少なく利用しづらい	12.8	4.3	6.3	8.3
引き受けてくれる事業所が見つからない	5.1	2.1	0.0	4.2
その他	5.1	12.8	12.5	12.5

※「①居宅介護」及び「②重度訪問介護」は利用なしのため省略しています。

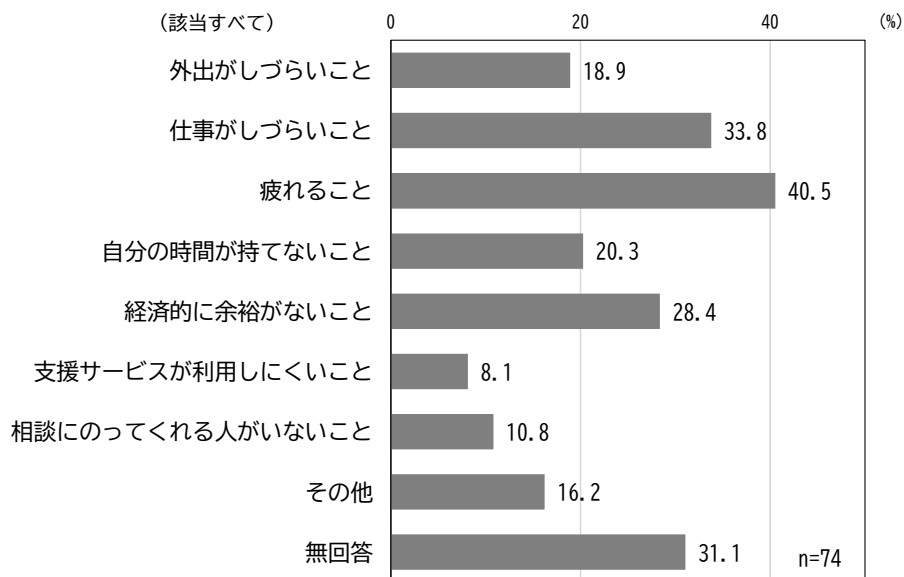
コロナ禍でサービス利用に制限や職員の減少があったと想定されるなかで、今後、利用促進のための職員の確保や、知識取得のための研修機会の充実、不足している事業所の充実などが必要であり、市においても、国・大阪府とともに、処遇改善を含む就業環境の向上などに対し、アクションを起こしていくことが求められます。

■介助者の意識について

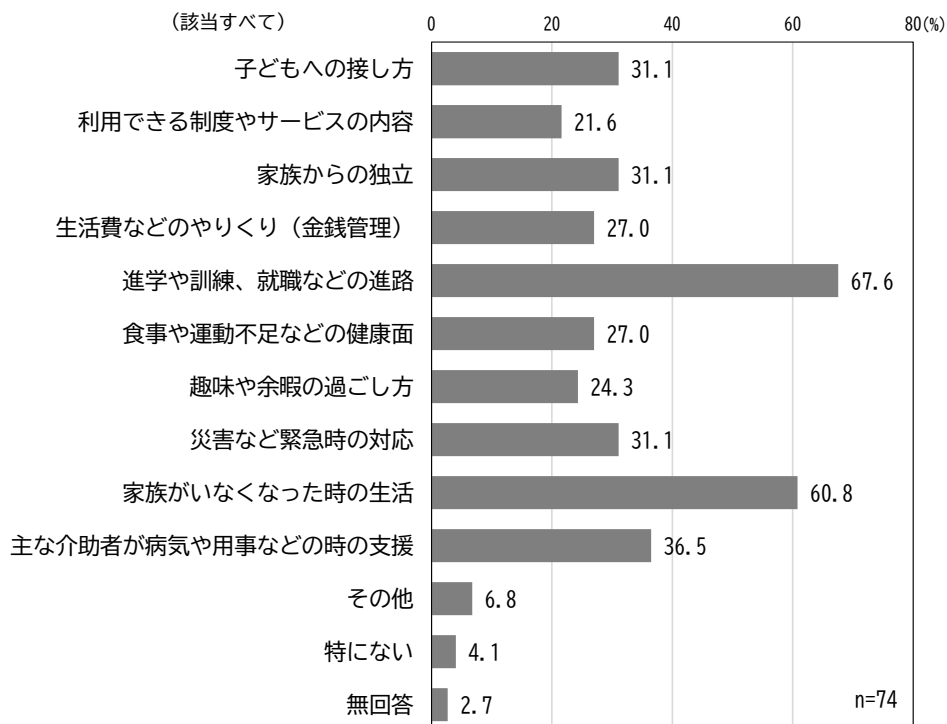
- 主な介助者は「母親」が93.2%で最も高く、「父親」（50.0%）、「祖母」（14.9%）などとなっています。
- 介助者が困っていることについては、無回答を除くと68.9%が困っていることを選択しています。その中では、「疲れること」が40.5%で最も高く、次いで「仕事がしづらいこと」（33.8%）、「経済的に余裕がないこと」（28.4%）と続きます。
- 子どものことで困っていることや心配なことについては、「進学や訓練、就職などの進路」の67.6%、「家族がいなくなった時の生活」の60.8%が高く、次いで「主な介助者が病気や用事などの時の支援」（36.5%）、「子どもへの接し方」や「家族からの独立」、「災害など緊急時の対応」（共に31.1%）と続きます。

介助者の不安や心配ごとに寄り添い、きめ細かな支援ができるように、関係機関や関係各課等と連携し、相談・対応等支援体制の充実が必要です。また、介助者の過度な負担を軽減するため、必要な福祉サービスの一層の充実と利用しやすい環境づくりに努める必要があります。

《介助者が困っていること》



《現在、お子さんについて困っていることや心配なこと》



③ 障害者福祉に関するアンケート調査からみる生活の様子と課題

■障害の状況について

- 各障害者手帳の所持状況から障害種別をみると、「身体障害」が66.8%、「知的障害」が11.6%、「精神障害」が9.6%、「重複障害」が6.1%となっています。また、年齢3区分別では、18～39歳の“青年層”は「知的障害のみ」(53.5%)が、40～64歳の“壮年層”及び65歳以上の“高齢層”は「身体障害のみ」(各57.6%、86.2%)が、それぞれ最も高くなっています。
- 高次脳機能障害と「診断されている」が2.4%、難病の認定を「受けている」が7.0%、発達障害として「診断された」が6.2%、強度行動障害があると専門家に言われたことが「ある」が2.2%となっています。
- 発達障害として「診断された」は、障害種別では“知的障害”(35.2%)が、年齢3区分別では“青年層”(32.6%)が最も高くなっています。
- 強度行動障害があると専門家に言われたことが「ある」は、障害種別では“重複障害”(13.0%)が最も高く、年齢3区分別では“青年層”(3.5%)と“壮年層”(3.4%)が、“高齢層”(0.8%)に比べ高くなっています。

重複障害のある人は、難病の認定や強度行動障害のある人の割合が相対的に高く、今回の調査で強度行動障害の有無に関する質問を設定しましたが、強度行動障害を有する障害者をはじめ、重複障害、重度障害者等への支援の充実が必要です。

■在宅時の介助について

- 在宅時の生活支援をしてくれる介助者が「いる」人は51.9%で、「いる」と答えた人の主な介助者は、「夫または妻」が47.6%で最も高く、「父母・祖父母・兄弟・姉妹」が24.2%などとなっています。
- 「夫または妻」は、障害種別では“身体障害”が、年齢3区分別では“壮年層”及び“高齢層”が、それぞれ最も高くなっています。また、「父母・祖父母・兄弟・姉妹」は、“知的障害”や“精神障害”、“重複障害”が、年齢3区分別では“青年層”が、それぞれ最も高くなっています。
- 現在の暮らし方別で“本人ひとりで暮らしている”人は、「ホームヘルパーなどサービス事業所の人」が73.3%となっています。
- 介助者が困っていることについては、「疲れること」が32.8%で最も高く、次いで「外出がしづらいこと」(30.3%)、「経済的に余裕がないこと」(26.3%)と続きます。

高齢層の配偶者による介助は6割を超えていて、障害福祉サービスや介護サービスなどサービスの周知と活用が必要です。介助者の過度な負担を軽減するため、必要な福祉サービスの一層の充実と利用しやすい環境づくりに努める必要があります。

《年齢3区分別主な介助者》

		問15 主な介助者						
合計		父母・祖父母・兄弟・姉妹	夫または妻	子どもや子どもの配偶者	グループホームや施設の指導員など	ホームヘルパーなどサービス事業所の人	その他	無回答
全体		393 100.0	95 24.2	187 47.6	74 18.8	24 6.1	70 17.8	4 1.0
年齢3区分	青年層	49 100.0	38 77.6	4 8.2	1 2.0	1 2.0	8 16.3	1 2.0
	壮年層	132 100.0	44 33.3	53 40.2	28 21.2	12 9.1	26 19.7	0 0.0
	高齢層	202 100.0	9 4.5	126 62.4	44 21.8	11 5.4	34 16.8	3 1.5

■普段の生活について

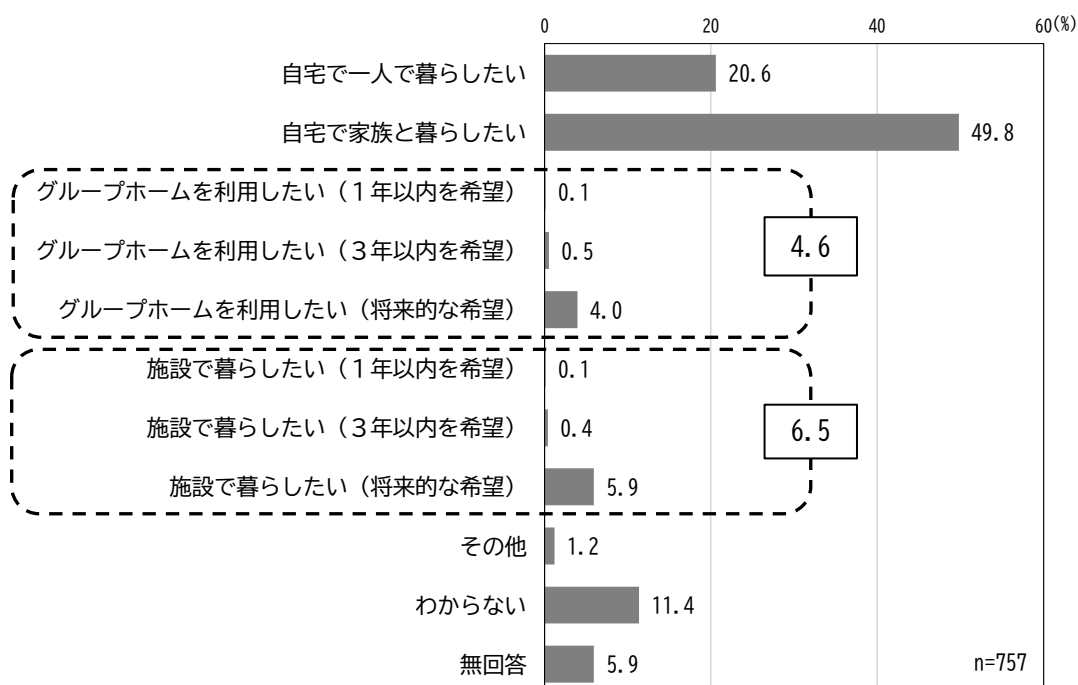
- 平日の日中の過ごし方については、「自宅で過ごしている」が54.4%で最も高く、次いで「家事をしている」(26.2%)、「会社勤めや自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」(22.7%)と続きます。
- 「自宅で過ごしている」は、障害種別では“身体障害”、“精神障害”、“重複障害”が、年齢3区分別では“壮年層”及び“高齢層”が、それぞれ最も高くなっています。また、“知的障害”、“青年層”は「福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援A型も含む）」が、それぞれ最も高くなっています。
- 障害のある人の就労支援としては、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が37.9%で最も高く、次いで「通勤手段の確保」(29.6%)、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」(27.2%)、「一般の職場で働くことが難しい人を受け入れてくれる施設」(26.0%)、「家族の理解、協力」(23.2%)、「勤務場所におけるバリアフリー等の配慮」(21.0%)と続きます。
- 日常生活で困っていることについては、「特にない」及び無回答を除くと72.8%が困っていることを選択しています。その中では、「自分の健康のこと」が43.2%で最も高く、次いで「老後のこと」(36.2%)、「自分や家族の経済問題」(24.2%)、「通院や外出」(22.6%)、「介助者の健康や高齢化」(19.7%)と続きます。
- 障害種別では、“身体障害”及び“精神障害”は「自分の健康のこと」が、“知的障害”及び“重複障害”は「老後のこと」が、それぞれ最も高くなっています。また、年齢3区分別では、“青年層”及び“壮年層”は「老後のこと」が、“高齢層”は「自分の健康のこと」が、それぞれ最も高くなっています。

障害のある人の多様な就労ニーズに対する支援や雇用の質の向上のための取り組みについて、「就労移行支援」をはじめ、「就労定着支援」「就労継続支援」など、必要なサービスを十分な体制で提供していくことが求められます。障害や障害のある人に対する正しい理解や合理的配慮についての啓発や取り組みを推進することが必要です。

■将来の暮らしについて

- 将来の暮らし方の希望については、「自宅で家族と暮らしたい」が49.8%で最も高く、次いで「自宅で一人で暮らしたい」(20.6%)、「わからない」(11.4%)と続きます。また、将来的な希望を含め、『グループホームを利用したい』が合わせて4.6%、『施設で暮らしたい』が6.5%となっています。
- 自宅やグループホームを希望する場合に必要な支援としては、「経済的な負担の軽減」が57.9%で最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」(44.0%)、「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」(36.6%)、「障害のある人が利用しやすい住居の確保」(28.5%)、「相談対応等の充実」(25.7%)と続きます。

《将来の暮らし方の希望》



現在の暮らし方別の将来の暮らし方の希望で、“グループホームで暮らしている”人や“病院に入院している”人、“その他”の人は「わからない」が最も高くなっていますが、グループホームが暮らしの場として安心、快適に利用できるように、事業者とともに充実していくことが必要です。

障害のある人が在宅で安心して暮らせるように、在宅サービスや医療的ケアなど、サービス内容・量の充実と質の向上が必要です。

■障害福祉サービスの利用について

- 障害支援区分の認定を受けている率は14.4%で、「区分3」が4.8%で最も高くなっています。また、支援の必要度が最も高い「区分6」が1.1%となっています。
- 障害福祉サービスについて、「利用していない」及び無回答を除いた利用率は、【⑦サービス利用などのための相談支援】が14.1%で最も高く、次いで【③同行援護・行動援護・移動支援】及び【④福祉施設などへの通所】(共に12.7%)、【①居宅介護】(8.7%)と続きます。
- 概ね、どのサービスも『満足』(「大変満足」+「まあ満足」)が、『不満』(「やや不満」+「大変不満」)に比べ高くなっていますが、【⑧緊急時のための相談登録】は『不満』がわずかに高くなっています。また、すべてのサービスの利用率が15%以下の中で、『満足』が10%以上は、【⑦サービス利用などのための相談支援】(11.4%)、【④福祉施設などへの通所】(10.6%)、【③同行援護・行動援護・移動支援】(10.0%)の3サービスとなっています。
- 福祉サービスを利用して不満に思うことについては、どのサービスも「特にない」が最も高くなっていますが、これ以外で最も高い不満な点を見ると、「利用回数や時間などに制限がある」は【①居宅介護】や【③同行援護・行動援護・移動支援】、【④福祉施設などへの通所】、【⑥短期入所】の4サービスで最も高くなっています。
- また、「職員の対応がよくない」は【⑦サービス利用などのための相談支援】や【⑨障害者グループホーム】が、「職員の知識や経験が不足している」は【⑤自立生活をめざすための福祉施設などへの通所】や【⑩施設入所支援】が、「地域に事業所が少なく利用しづらい」は【⑧緊急時のための相談登録】が、「その他」は【②重度訪問介護】が、それぞれ最も高くなっています。

《福祉サービスの利用状況、利用した際の満足度》

サービス名	利用状況・満足度						統合		
	大変満足	まあ満足	やや不満	大変不満	利用していない	無回答	利用率	満足	不満
①居宅介護	3.7	3.8	0.8	0.4	57.2	34.1	8.7	7.5	1.2
②重度訪問介護	0.5	1.1	0.3	0.4	61.0	36.7	2.2	1.6	0.7
③同行援護・行動援護・移動支援	4.5	5.5	2.1	0.5	53.1	34.2	12.7	10.0	2.6
④福祉施設などへの通所	5.4	5.2	1.6	0.5	52.8	34.5	12.7	10.6	2.1
⑤自立生活をめざすための福祉施設などへの通所	1.3	2.4	0.9	0.8	58.3	36.3	5.4	3.7	1.7
⑥短期入所	1.1	1.8	0.5	0.7	59.8	36.1	4.1	2.9	1.2
⑦サービス利用などのための相談支援	4.0	7.4	1.8	0.9	51.3	34.6	14.1	11.4	2.8
⑧緊急時のための相談登録	0.5	0.8	0.9	0.5	60.1	37.1	2.8	1.3	1.5
⑨障害者グループホーム	1.1	1.6	0.5	0.1	60.5	36.2	3.3	2.6	0.7
⑩施設入所支援	0.5	0.8	0.5	0.7	61.2	36.3	2.5	1.3	1.2

サービスに対する不満を解消し、障害のある人が安心して利用できるように、サービス内容の向上や事業所の充実、サービス提供人材の確保と対応等知識や質の向上、また、障害福祉サービスと介護サービスの内容等情報、サービス利用までの流れや手続き等について、わかりやすく周知することが必要です。

■意思疎通（コミュニケーション）の支援について

- 普段、意思疎通（コミュニケーション）で困っていることについては、「特になし」が53.9%で最も高く、無回答と合わせて除くと30.6%が困っていることを選択しています。その中では、「難しい内容やあいまいな表現を理解することが難しい」が13.6%、「相手の話が聞き取りづらい」が13.1%、「話をうまく組み立てられない」が12.3%と続きます。
- 意思疎通（コミュニケーション）への支援で特に充実すべきことは、「特になし」が55.4%で最も高く、無回答と合わせて除くと19.6%が充実すべきことを選択しています。その中では、「イラストを指さしして用いる「コミュニケーション支援ボード」など、会話を助けるツールの普及促進」が9.2%、「代筆、代読など、ボランティアによる支援の充実」が8.7%、「手話通訳者、要約筆記者など、専門的な支援者の確保」が7.9%と続きます。

障害種別に対応したきめ細かな意思疎通支援の充実とともに、市民、事業者、職員等に対して障害により意思疎通に困難なことがあることの理解促進が必要です。

④ 重度障害者福祉に関するアンケート調査からみる生活の様子と課題

■障害の状況について

- 各障害者手帳の所持状況から障害種別をみると、「重複障害」が55.1%で最も高く、「知的障害」が41.5%、「身体障害」が2.9%で、「精神障害」は該当なしとなっています。また、年齢4区分別では、“児童”及び“青年層”は「重複障害」（各85.7%、56.0%）が、“壮年層”及び“高齢層”は「知的障害」（各53.1%、47.8%）が、それぞれ最も高くなっています。
- 高次脳機能障害と「診断されている」が2.4%、難病の認定を「受けている」が9.2%、発達障害として「診断された」が22.7%、強度行動障害があると専門家に言われたことが「ある」が13.5%となっています。
- 発達障害として「診断された」は、障害種別では“知的障害”（37.2%）が最も高く、年齢4区分別では“青年層”（33.3%）や“児童”（28.6%）が高くなっています。
- 強度行動障害があると専門家に言われたことが「ある」は、障害種別では“知的障害”（23.3%）が最も高く、年齢4区分別では“青年層”（17.3%）と“壮年層”（17.2%）が高くなっています。

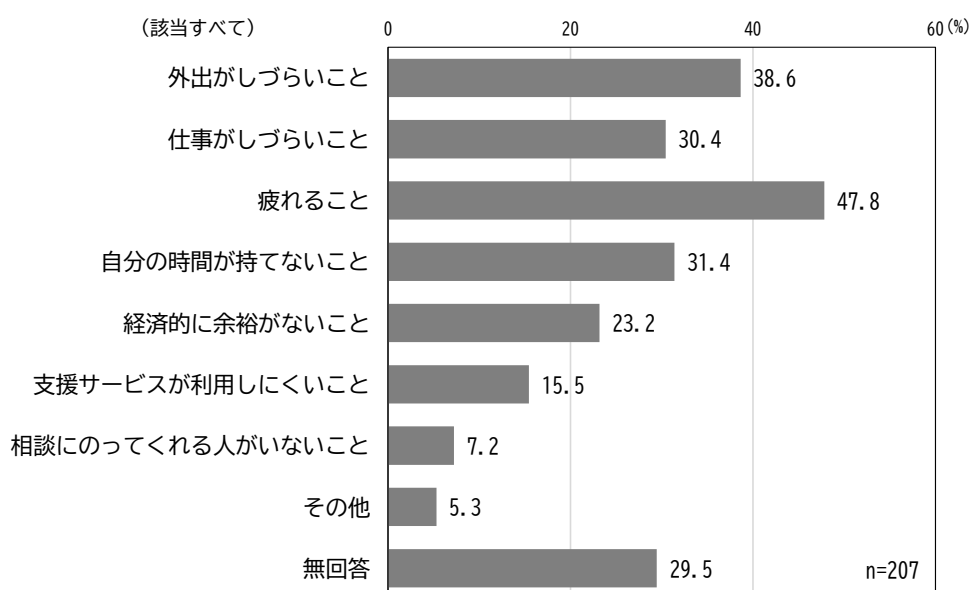
重度障害のある人は、難病の認定や発達障害の診断を受けた人、強度行動障害のある人の割合が障害者福祉調査に比べ高く、よりきめ細かな支援の充実が必要です。

■在宅時の介助について

- 主な介助者は、「父母・祖父母・兄弟・姉妹」が72.5%で最も高く、「グループホームや施設の指導員など」が24.6%と続きます。
- 家族が行っている介助や見守りの1日の平均時間は、「常時」が29.5%で最も高く、「12～24時間未満」(18.8%)、「6～12時間」(16.4%)と続きます。
- 家族のうち、最も長時間、介助や見守りを行っているのは、「母」が63.8%で最も高く、また、「高齢層」は「その他」(兄弟・姉妹等)が最も高くなっています。
- 家族のうち、最も長時間介助等を行っている方の1日の平均睡眠時間は、「5～6時間」が30.9%で最も高く、最も少ない「4時間未満」(10.6%)と「4～5時間」(11.1%)を合わせた『5時間未満』が21.7%となっています。
- 家族のうち、最も長時間介助等を行っている方の健康状態については、「現在のところ、健康である」が34.8%、「やや健康状態に不安がある」が32.9%、「介助が続けられなくなる恐れのある疾病を持っている」が11.6%となっています。
- 家族のうち、最も長時間介助等を行っている方の代わりの介助者の有無については、「いない」が34.3%、「その時にならないとわからない」が30.9%、「いる」が14.5%となっています。
- 介助者が困っていることについては、「疲れること」が47.8%で最も高く、次いで「外出がしづらいこと」(38.6%)、「自分の時間が持てないこと」(31.4%)、「仕事がしづらいこと」(30.4%)と続きます。

障害福祉調査に比べて、「疲れること」や「外出がしづらいこと」などが高く、主な介助者が「いない」人もおよそ3分の1となっていて、緊急時対応をはじめ、介助者に対する支援の充実が必要です。

《介助者が困っていること》



■医療について

- 障害に関係することで医療機関へ通院をしている人は66.7%で、年齢4区分別では“児童”（96.4%）や“青年層”（81.3%）が特に高くなっています。
- 1か月あたりの医師の往診回数は、『受けている』が合わせて21.2%で、「月1回程度」（10.1%）が最も高くなっています。
- 1か月あたりの訪問看護の回数は、『受けている』が合わせて16.4%で、「月4回以上」が10.1%で最も高くなっています。1か月あたりの訪問リハビリの回数は、『受けている』が合わせて23.2%で、「月4回以上」が14.0%で最も高くなっています。
- 日常生活で、医師以外の方が、医療的処置を「行っている」は27.5%となっています。
- 行っている医療的処置は、「排便、浣腸、洗腸などの排便管理、人工肛門の管理」が52.6%で最も高く、次いで「痰の吸引」（43.9%）、「経管栄養での栄養剤の注入」（40.4%）、「てんかん発作時の処置（座薬の投与等）」（35.1%）と続きます。
- 医療的処置を行っているのは、「母」が71.9%で最も高く、次いで「通所施設の看護師・グループホーム職員」（38.6%）、「父」（33.3%）、「訪問看護師」（19.3%）と続きます。
- 医療的処置を行っている方の代わりの方の有無については、「いる」が22.8%、「いない」が54.4%となっています。

医師以外に医療的処置を行っている介助者はおよそ3割で、そのうち、代わりの方がいない人がおよそ半数となっています。緊急時対応をはじめ、関係機関、事業者等の連携を緊密にし、介助者に対する支援の充実が必要です。

■日中の活動について

- 平日の日中の過ごし方については、「福祉サービスで、「就労を伴わない日中活動」をしている」が27.1%で最も高く、次いで「福祉サービスで、「就労を伴う日中活動」をしている」（25.6%）、「入所している施設や病院等で過ごしている」（23.7%）が大差なく続きます。
- 仕事や「就労を伴う日中活動」を行うことについては、「困難である」が44.9%で最も高く、「周囲の人の支援があれば可能である」（17.9%）と「付き添う介助サービスを受けながらであれば、可能である」（6.8%）を合わせた『可能である』が24.7%となっています。また、「現在も就労している」が6.8%となっています。

重度障害のある人の多様な就労ニーズに対応できるよう、関係機関や就労系サービス事業所等が連携し、就業指導や支援体制の充実が必要です。

■障害福祉サービスの利用について

- 障害支援区分の認定を受けている率は62.8%で、支援の必要度が最も高い「区分6」が28.0%で最も高く、次いで「区分5」が15.5%と続き、「区分1」が1.0%で最も低くなっています。「区分6」は、障害種別では“重複障害”（40.4%）が、年齢4区分別では“青年層”（38.7%）が、それぞれ最も高くなっています。
- 障害福祉サービスについて、「利用していない」及び無回答を除いた利用率は、【⑥相談支援】が58.9%で最も高く、次いで【④福祉施設などへの通所】（53.6%）、【③行動援護・移動支援】（44.0%）、【⑤短期入所】（28.5%）と続きます。
- すべてのサービスで『満足』（「大変満足」＋「まあ満足」）が『不満』（「やや不満」＋「大変不満」）に比べ高くなっていますが、『不満』が比較的高いのは【⑤短期入所】（10.1%）や【⑥相談支援】（8.7%）となっています。
- 福祉サービスを利用して不満に思うことについては、【⑤短期入所】以外のサービスは「特になし」が最も高くなっています。
- 【⑤短期入所】は「地域に事業所が少なく利用しづらい」が最も高く、これ以外で最も高い不満な点をみると、「職員の知識や経験が不足している」は【②重度訪問介護】や【④福祉施設などへの通所】、【⑥相談支援】、【⑦障害者グループホーム】、【⑨児童発達支援】の5サービスとなっています。
- 「利用回数や時間などに制限がある」が最も高いのは【①居宅介護】や【③行動援護・移動支援】、【⑩放課後等デイサービス】の3サービスとなっています。また、【⑤短期入所】（30.5%）も他のサービスに比べ高くなっています。

《福祉サービスの利用状況、利用した際の満足度》

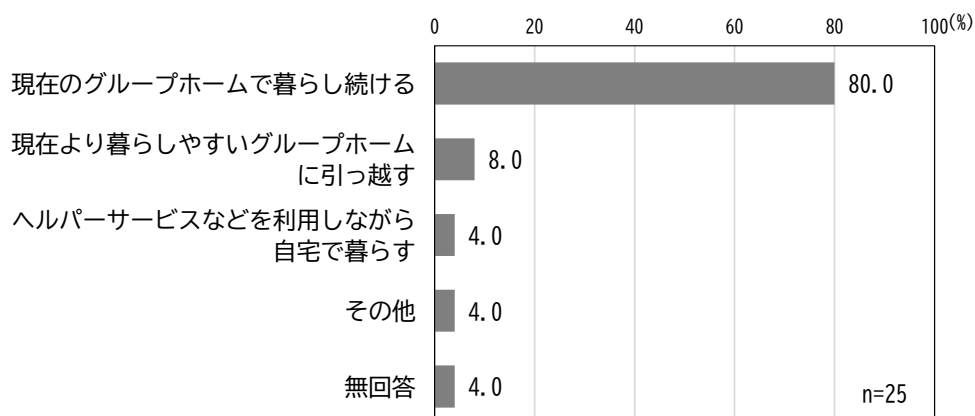
サービス名	利用状況・満足度						統合		
	大変満足	まあ満足	やや不満	大変不満	利用していない	無回答	利用率	満足	不満
①居宅介護	7.7	12.6	1.4	1.0	55.6	21.7	22.7	20.3	2.4
②重度訪問介護	0.5	3.4	0.0	0.0	70.5	25.6	3.9	3.9	0.0
③行動援護・移動支援	12.6	26.1	4.3	1.0	37.7	18.4	44.0	38.6	5.3
④福祉施設などへの通所	14.5	32.9	4.3	1.9	27.1	19.3	53.6	47.3	6.3
⑤短期入所	4.3	14.0	6.8	3.4	49.3	22.2	28.5	18.4	10.1
⑥相談支援	14.0	36.2	5.3	3.4	19.8	21.3	58.9	50.2	8.7
⑦障害者グループホーム	4.8	8.2	1.0	0.0	66.2	19.8	14.0	13.0	1.0
⑧施設入所支援	5.8	8.7	1.0	0.5	63.3	20.8	15.9	14.5	1.4
⑨児童発達支援サービス	6.8	6.8	1.0	0.0	59.4	26.1	14.5	13.5	1.0
⑩放課後等デイサービス	11.1	10.6	1.0	0.0	53.1	24.2	22.7	21.7	1.0

障害福祉調査に比べ、不満の割合が高いサービスは、短期入所や相談支援、福祉施設などへの通所、行動援護・移動支援で、事業所不足、職員の知識や経験不足、利用回数や時間制限などが不満点として上位にあげられています。障害のある人や家族が安心してサービスを利用できるように、事業所や人材の確保・充実とともに、サービスの質の向上が必要です。

■将来の暮らしについて

- 将来、家族の介助が受けられなくなった時の生活の希望については、「無回答」が34.8%と高く、これ以外では「グループホームで暮らす」が27.5%、「福祉施設で暮らす」が21.7%などとなっています。
- 現在、グループホームで生活している方の将来の暮らし方の希望については、「現在のグループホームで暮らし続ける」が80.0%となっています。

《現在、グループホームで生活している方の将来の暮らし方の希望》



現在のグループホーム利用者で、将来グループホーム以外の暮らし方を希望する人は少ないものの、ひとり暮らし等を希望する利用者に対する相談やサービス提供等支援の充実が必要です。また、グループホームでの生活が障害のある人にとって、安心して快適に過ごせるように、関係機関や他サービス事業所等と連携し、日常生活上の支援をはじめ余暇活動等社会生活上の支援の充実が必要です。

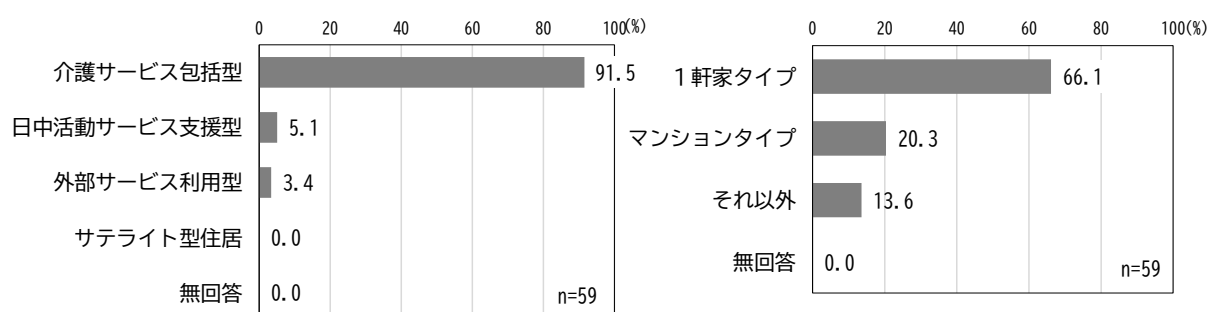
(2) 「グループホームアンケート調査」からみるニーズと課題

本計画策定にあたり、グループホームの状況を把握し、基礎資料とするためグループホームを運営する事業所にアンケート調査を実施しました。調査期間は、令和5(2023)年9月29日(金)～10月17日(火)とし、59件の回答が得られました。

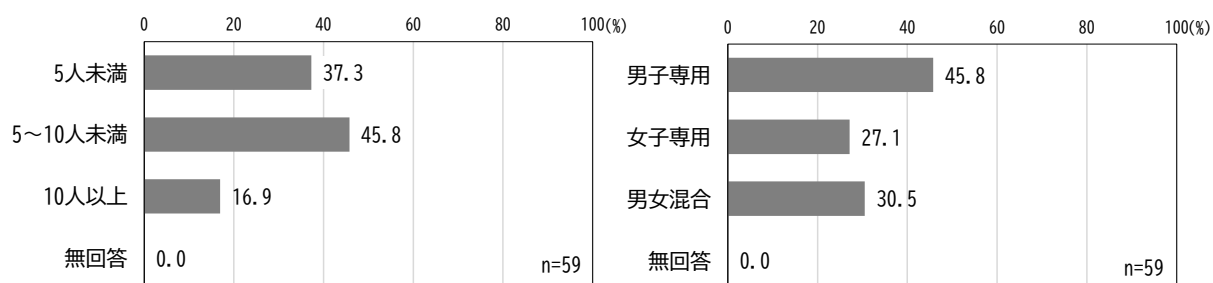
アンケート調査からみる利用状況と課題は、以下のとおりです。

■グループホームのタイプ、規模等

- サービスタイプは「介護サービス包括型」(91.5%)が、建物タイプは「1軒家タイプ」(66.1%)が、それぞれ最も高くなっています。



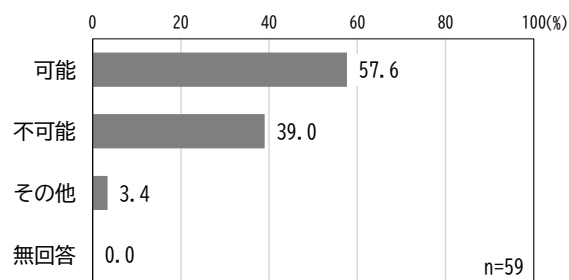
- 定員規模は「5～10人未満」(45.3%)が、性別タイプは「男子専用」(45.8%)が、それぞれおよそ半数と高くなっています。



■重度障害者（区分5以上）の入居について

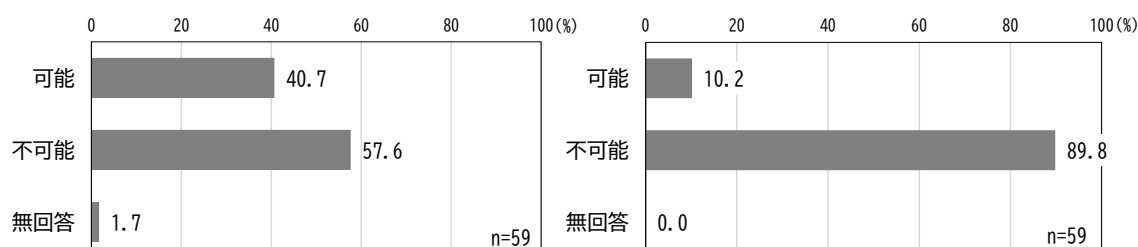
- 重度障害者（区分5以上）の入居について「可能」が57.6%となっています。

- 「可能」な場合の受入れ人数は、全回答件数の定員総数のおよそ30%となっています。



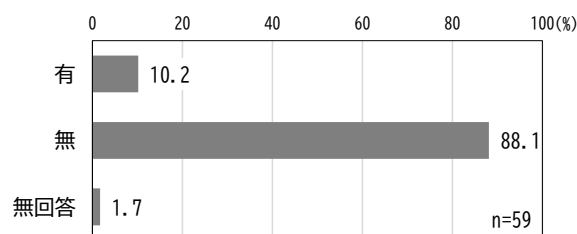
■行動障害のある方、医療的ケアが必要な方の入居について

- 行動障害のある方の入居について「可能」が40.7%となっています。
- 医療的ケアが必要な方の入居について「可能」が10.2%となっています。
- 医療的ケアが必要な方の支援体制については、「訪問看護利用」や「看護師等医療系スタッフを配置」などとなっています。



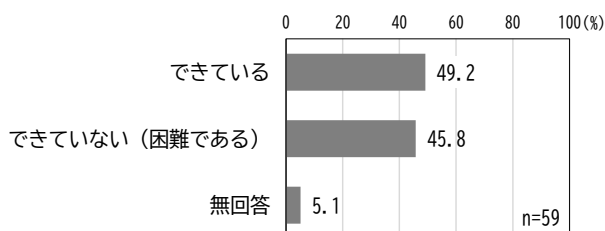
■ショートステイの実施状況

- ショートステイについて「有」が10.2%となっています。
- 「有」(6件)の定員数は、合計21人で、最小1人、最大9人となっています。



■同性介助の状況

- 「できている」が49.2%、「できていない(困難である)」が45.8%、無回答が5.1%となっています。
- 性別タイプ別では、「できている」は“女子専用”が87.5%と高く、“男子専用”及び“男女混合”では「できていない(困難である)」がおよそ6割と高くなっています。



■空き状況

- 「空きがある」が40.7%となっています。また、空き人数は67人で、全回答件数の定員総数の18.7%となっています。

同性介助を進めるためには、男女ともに十分な介助員を確保する必要があります。また、グループホームの利用がスムーズにできるよう、空き情報の利用者、相談支援事業所、行政等関係者の情報共有がしやすい環境づくり、相談支援体制の充実が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 国の基本指針・府の基本的な考え方

国は、障害者総合支援法第87条第1項及び児童福祉法第33条の19の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）を作成しています。

また、市町村は国が示す基本指針に即して、障害福祉計画・障害児福祉計画を定めることとなっていることから、本市においても、令和5（2023）年に改正された国の基本指針及び計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方に沿って策定します。

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画では、令和8（2026）年度を目標年度とする成果目標の目標値を定めます。

《基本指針における基本理念》

市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画等を作成することが必要である。

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保・定着
- 7 障害者の社会参加を支える取組定着

2. 第7期障害福祉計画における成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【第6期計画（令和4年度まで）の実績】

地域生活への移行者数は平成30(2018)年度には2人、令和元(2019)年度には1人です。令和2(2020)年度の目標値16人を達成するのは困難な状況です。また、施設入所者の削減数は平成30(2018)年度には2人ですが、令和元(2019)年度には施設入所者が1人増えていきます。これについても令和2(2020)年度の目標値3人を達成するのは困難な状況です。

【第7期計画の目標】

●地域生活への移行者数・施設入所者の削減数

	地域生活への移行者数	施設入所者の削減数
国の基本指針	令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の <u>6%以上</u> が地域生活へ移行することを基本とする。	令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を <u>5%以上</u> 削減することを基本とする。
大阪府の基本的な考え方	国基準に沿って、令和4年度末の施設入所者数の <u>6%以上</u> が地域生活へ移行することを基本とする。	令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の <u>1.7%以上</u> 削減することを基本に目標を設定する。

■本市の考え方

国及び府の方針に沿って、施設入所者の地域生活への移行者数は令和4(2022)年度末時点の施設入所者数139人の6%にあたる9人、施設入所者削減数は1.7%にあたる3人を目標値として定めます。施設入所者には常時介護が必要な重度の障害者が多く、家族や入所者自身も高齢化しているなどの現状から、見通しは厳しいものがあります。地域移行を進めるためには、対象者の抽出、施設や家族の理解と協力が必要です。自立支援協議会や関係機関等と連携して、対象者が地域生活のイメージができるような体験の話を聞ける場や相談を行うなど、施設入所支援の利用等も含めた適切な選択への意思決定に向けて支援します。また、施設やグループホーム事業者に対して、地域移行についての研修会や意見交換会を実施するなど、地域移行に向けた支援に取り組みます。

項 目	令和4(2022)年度 (実績値)	令和8(2026)年度 (目標値)
地域生活への移行者数(人)	1	9
施設入所者数の削減見込(人)	1	3

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【第6期計画（令和4年度まで）の実績】

長期入院患者数は、令和4(2022)年度では471人で、前年度に比べ7人の減少となっていますが、令和5(2023)度末の目標の456人には届かない見込みです。新型コロナウイルスの影響で協議の回数が減少しましたが、今後も協議を継続し、地域移行の意欲を維持できる仕組みの検討が必要となっています。

【第7期計画の目標】

●退院後1年以内の平均日数・長期入院患者数・早期退院率

	退院後1年以内の地域における平均生活日数	長期入院患者数	早期退院率
国の基本 指針	精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を <u>325.3日以上</u> とすることを基本とする。	令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)の目標値を国が提示する推計式を用いて設定する。	令和8年度における入院後3か月時点の退院率 <u>68.9%以上</u> 、入院後6か月時点の退院率 <u>84.5%以上</u> 、入院後1年時点の退院率 <u>91.0%以上</u> を基本とする。
大阪府の 基本的な 考え方	国基準に沿った目標設定とする。	令和8年6月末時点の精神病床における1年以上長期入院患者数を <u>8,193人</u> として目標設定し、市町村に按分した数を下限として目標値を設定する。65歳以上、65歳未満の区別は設けない。	国基準に沿った目標設定とする。

■本市の考え方

国及び府の方針に沿って、目標値を定めます。

項 目	令和4(2022)年度 (実績値)	令和8(2026)年度 (目標値)
退院後1年以内の平均日数	—	326日以上
長期入院患者数(人)	471	427

項 目	令和4(2022)年度 (実績値)	令和8(2026)年度(目標値)		
		入院後3か月	入院後6か月	入院後1年
早期退院率	—	69%以上	85%以上	91%以上

(3) 地域生活支援の充実

【第6期計画（令和4年度まで）の実績】

地域生活支援拠点等については、令和2(2020)年度末に整備し、令和3(2021)年度より稼働し、令和4(2022)年度にはひとり暮らし体験を稼働させるための整備を行いました。また、事業の検証のため、自立支援協議会に地域生活支援拠点等整備部会を設置し、年3回部会を開催し、事業の充実を検討しました。

【第7期計画の目標】

	地域生活支援拠点等整備の関係	強度行動障害の関係
国の基本指針	令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービスの事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。【新規】	令和8年度末までに、各市町村または圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。【新規】
大阪府の基本的な考え方	国基準に沿った目標設定とする。	令和8年度末までに強度行動障害者に関して、各市町村または圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めるため、下記の目標を設定する。 ● 市町村または圏域において、強度行動障害者の実状や求める支援サービス等に関する調査の実施 ● 各圏域において、大阪府強度行動障害地域連携モデル（令和4年3月）を参考とした取り組みを実施

■本市の考え方

引き続き体制の充実等に努めるとともに、強度行動障害者の実情や求める支援サービス等に関する調査を実施します。

項 目	令和4(2022)年度 (実績値)	令和8(2026)年度 (目標値)
効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	整備済	整備済
運用状況の検証・検討	年3回実施	年3回以上実施
強度行動障害者の実情や求める支援サービス等に関する調査の実施	—	実施

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【第6期計画（令和4年度まで）の実績】

福祉施設から一般就労への移行者数は令和3(2021)年度には30人、令和4(2022)年度には28人で、令和5(2023)年度の目標値42人を達成するのは困難な状況です。就労継続支援A型を通じた一般就労移行者数は、令和3(2021)年度の5人が、令和4(2022)年度には10人と増加しましたが、就労移行支援及び就労継続支援B型を通じた一般就労移行者数は減少となっています。

就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額は、令和3(2021)年度には13,346円でしたが、令和4(2022)年度には15,225円と増加し、令和5(2023)年度の目標値15,867円を達成しそうな状況です。

【第7期計画の目標】

●就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行

国の基本指針	令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を、令和3年度実績の <u>1.28倍以上</u> にすることを基本とする。そのうち、就労移行支援事業は <u>1.31倍以上</u> 、就労継続支援A型事業は概ね <u>1.29倍以上</u> 、就労継続支援B型事業は概ね <u>1.28倍以上</u> を目指すこととする。 また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の <u>5割以上</u> とすることを基本とする。【新規】
大阪府の基本的な考え方	国基準に沿った目標設定とする。 また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を <u>6割以上</u> とする。

●一般就労後の定着支援事業の利用者数、就労定着率

国の基本指針	就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の <u>1.41倍以上</u> とすることを基本とする。【新規】 就労定着率については、令和8年度就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を <u>2割5分以上</u> とすることを基本とする。 また、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会(就労支援部会)等を設けて取り組みを進めることを基本とする。【新規】
大阪府の基本的な考え方	就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率については、国基準と同様の目標設定とする。 また、地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会(就労支援部会)等を設けて取組を進めるよう、市町村へ働きかける。 <u>(全市町村に設置)</u>

■本市の考え方

国及び府の方針に沿って、福祉施設から一般就労への移行者数の目標値を定めるとともに、就労定着支援事業などに関する新たな目標値を定めます。また、地域の就労支援のネットワークとして、自立支援協議会の就労支援関係機関情報連絡会での定期的な検討・協議を進めます。

項 目		令和3(2021)年度 (実績値)	令和8(2026)年度 (目標値)
年間一般就労移行 者数(人)	移行支援事業	19人	23人
	就労A型	5人	7人
	就労B型	6人	12人
	合計	30人	42人
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合【新規】		—	6割以上
就労定着支援事業の利用者数【新規】		17人	28人
就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合【新規】			2割5分以上
就労支援部会の設置【新規】		—	設置

●就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額

大阪府の基本的な考え方	令和3年度の各事業所の目標額と達成状況（実績額）を基に、大阪府自立支援協議会就労支援部会工賃向上計画の推進に関する専門委員会の意見を踏まえて設定する。 各市町村においては、管内の就労継続支援B型事業所において設定した令和3年度の目標工賃を踏まえ、目標設定に協力する。
-------------	---

■本市の考え方

本市における就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額は、令和4（2022）年度には15,225円といった近年の動向を踏まえ、毎年度5%増程度を目指し、令和8（2026）年度には17,031円と設定します。

項 目	令和3(2022)年度 (実績値)	令和8(2026)年度 (目標値)
就労継続支援(B型)事業所における 工賃の平均額	13,346円	17,031円

(5) 相談支援体制の充実・強化等

【第6期計画（令和4年度まで）の実績】

基幹相談支援センターについては、平成27(2015)年度に設置済みとなっています。令和3(2021)年度下半期からは、市内を6つの地域に分け、各地域に委託相談支援事業所を設置し、基幹・委託相談・指定特定の三層構造による相談支援体制をとっています。

【第7期計画の目標】

国の基本指針	令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。 ※基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努める。 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。【新規】
大阪府の基本的な考え方	国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和8年度末までに、基幹相談支援センターを全ての市町村において設置（複数市町村による共同設置を含む）するとともに、基幹相談支援センターが関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担い、地域の相談支援体制の強化を図る体制を各市町村において確保する。 また、令和8年度末までに、全ての市町村の協議会（複数市町村による共同設置含む）において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組がなされ、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。 府としては、広域的な観点から、障がい者相談支援アドバイザーの派遣や市町村、基幹相談支援センター等を対象とした好事例の発信、情報交換会等を行うことで、市町村の取組を促進する。

■本市の考え方

本市では既に基幹相談支援センターを設置済みですので、基幹・委託相談・指定特定の三層構造による相談支援体制の維持・充実に努めます。また、自立支援協議会の相談支援部会を中心に各相談機関の連携を深め、個別事例の検討やサービス基盤の開発・改善等の体制整備を進めます。

項 目	令和4(2022)年度 (実績値)	令和8(2026)年度 (目標値)
基幹相談支援センターの設置	設置済	設置済
地域の相談支援体制の充実・強化を図る体制の確保【新規】	—	体制有

協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組みの実施及び取組みを行うために必要な協議会の体制確保【新規】	—	協議会の相談支援部会を年10回開催
---	---	-------------------

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

【第6期計画（令和4年度まで）の実績】

障害福祉サービス等に係る各種研修については、毎年度実施しており、令和3(2021)年度が21人、令和4(2022)年度が31人の職員が参加しました。また、障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有については、広域事業者指導課と連携を取り、情報の共有を行いました。

【第7期計画の目標】

国の基本指針	令和8年度末までに都道府県及び市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
大阪府の基本的な考え方	国の基本指針の趣旨を踏まえ、報酬請求にかかるエラー修正等の事務を減らすことで、利用者への直接支援等の充実を図るとともに、指導監査等を適正に実施し、運営基準等の遵守を徹底させることにより、事業所等のサービス等の質を向上させるため、府において下記の目標を設定する。(令和8年度末までに) ● 障害者自立支援審査支払等システム等でエラーの多い項目等について集団指導等の場で注意喚起を行う。 ● 「指定・指導業務に関する調整会議」を活用し、審査事務を担っている市町村と不正請求等の発見・防止策について検討する。 ● 指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査を適正に実施し、「指定・指導業務に関する調整会議」において、府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議する。 市町村においては、不正請求の未然防止等の観点から報酬の審査体制の強化等の取組、指導権限を有する者との協力連携、適正な指導監査等の実施等について、目標設定する。 国の基本指針の趣旨を踏まえ、府において相談支援専門員やサービス管理責任者等について、地域のニーズを踏まえて計画的に養成するとともに意思決定支援に関する研修を推進することを目標とする。

■本市の考え方

本市においては、指導権限を有する者（大阪府等）との協力・連携のための協議の場や、研修等への参加について既に実施していますが、今後もその継続・充実に努めます。また、報酬の審査体制の強化については、障害者自立支援審査支払等システムの審査結果の事業所・関係機関等との共有により実施に努めます。

項 目	令和4(2022)年度 (実績値)	令和8(2026)年度 (目標値)
報酬の審査体制の強化	実施	実施
研修等の実施	実施	実施
指導権限を有する者との協力・連携	実施	実施

3. 第3期障害児福祉計画における成果目標

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

●重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

【第2期計画（令和4年度まで）の実績】

本市では平成29(2017)年8月に児童発達支援センターとして「市立総合通園センター」を市立福祉総合センター内に開設済みです。また、保育所等訪問支援については、令和3(2021)年度には3か所、令和4(2022)年度には4か所で実施しました。

【第3期計画の目標】

国の基本指針	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。（地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備する）
	各市町村または各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。【新規】
大阪府の基本的考え方	国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村または圏域で少なくとも1か所以上設置することを基本とする。 また、未設置の市町村においては、障がい福祉主管部局等が中心となって、中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備する。

■本市の考え方

児童発達支援センターについては、引き続き実情に沿った専門的機能の強化及び重層的な地域支援体制の充実に努めます。また、保育所等訪問支援については、保護者のニーズを踏まえた上で、サービスの充実に努めます。障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築については、地域協議会や関係団体等と連携し、具体的な内容等の検討を踏まえ、構築に努めます。

項 目	令和4(2022)年度 (実績値)	令和8(2026)年度 (目標値)
児童発達支援センターの設置	1か所	1か所
児童発達支援センター等を活用した障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築	保育所等訪問支援を4か所の機関・事業所が実施	保育所等訪問支援を活用した推進体制を継続

●主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

【第2期計画（令和4年度まで）の実績】

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所は、令和3(2021)年度の2か所が、令和4(2022)年度には1事業所が開設され、目標値の2か所を超えました。

放課後等デイサービス事業所についても同様に、令和3(2021)年度の2か所が、令和4(2022)年度には3か所となり、目標値を超えています。

【第3期計画の目標】

国の基本指針	令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも <u>1か所以上</u> 確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
大阪府の基本的な考え方	国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも <u>1か所以上</u> 設置することを基本とする。 なお、市町村が目標値を設定する際には、大阪府が示す目標値を参考に設定する。ただし、府が示す参考地以上の事業所がすでに設置されている場合には、それ以上の事業所数を設定する。

■本市の考え方

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は、本市ではすでに3か所ずつ確保されていますが、引き続き支援の充実に努めます。

項 目	令和4(2022)年度 (実績値)	令和8(2026)年度 (目標値)
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	3か所	5か所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	3か所	5か所

●医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置

【第2期計画（令和4年度まで）の実績】

保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場については、平成30(2018)年度に設置し、目標を達成しています。

医療的ケア児等コーディネーターについては、令和4(2022)年度に福祉関係1名、医療関係1名の2名の配置し、目標を達成しました。

【第3期計画の目標】

国の基本指針	令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること【新規】、各都道府県、各圏域または各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。 なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。
大阪府の基本的な考え方	国の基本指針の趣旨を踏まえ、大阪府医療的ケア児支援センターを設置するとともに、医療的ケア児等コーディネーターを1名以上配置し、医療的ケア児等の支援の総合調整を行う。府の協議の場にも、市町村支援につながるよう、少なくとも1名を参画させる。 国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和8年度末までに、医療的ケアを要する重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場を、府、各圏域、各市町村で設置することを基本とする。また、設置済みの市町村においては、心身状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けることができるよう協議の場を活性化する。 また、令和8年度末までに、医療的ケア児等コーディネーターについて、福祉関係、医療関係各1名以上、地域の実情に応じて市町村に配置することを基本とする。

■本市の考え方

保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場について、本市では小児在宅医療地域連携連絡会議により実施しており、今後も関係機関等の連携強化に努めます。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置の充実に努めます。

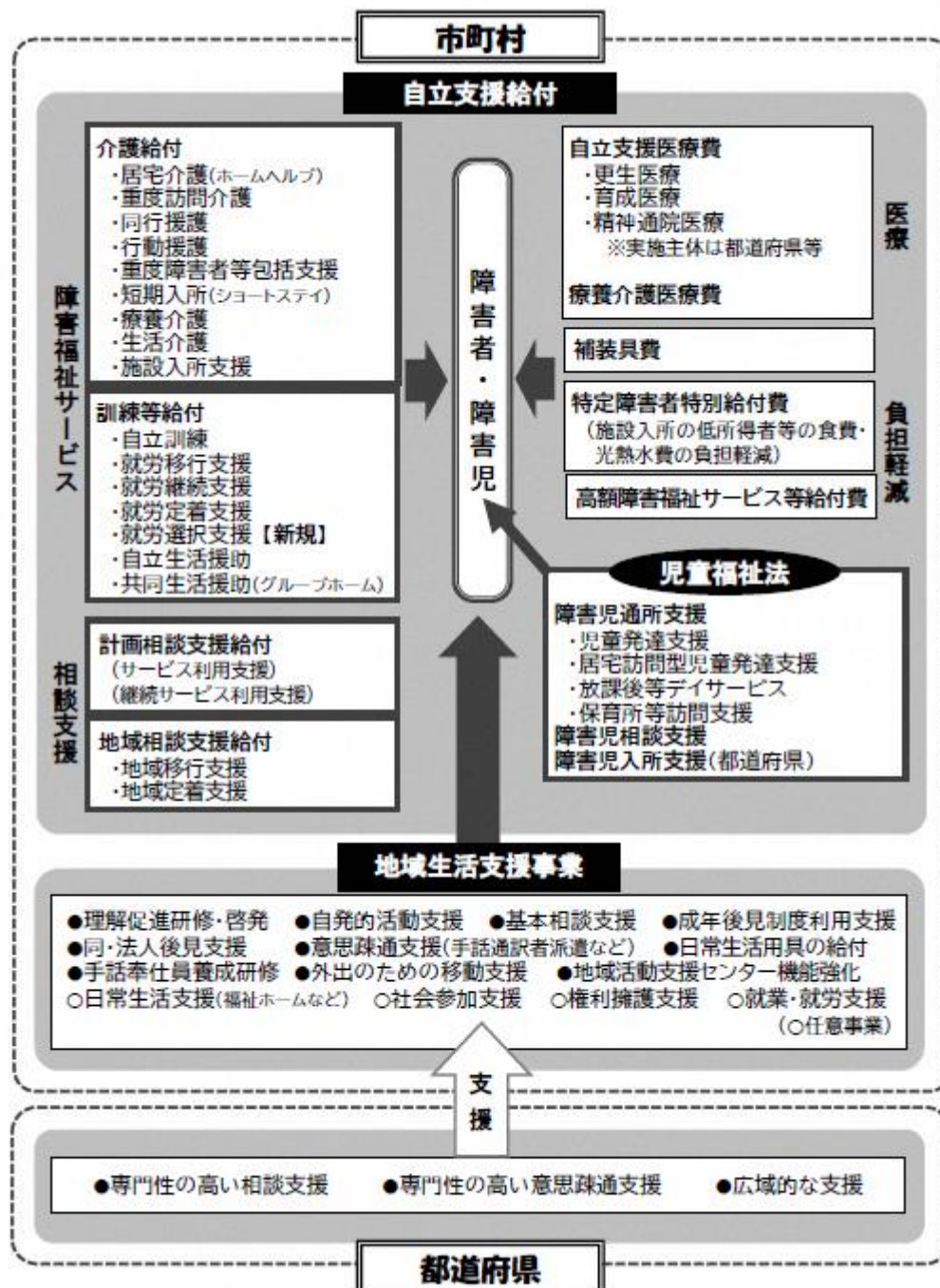
項 目	令和4(2022)年度 (実績値)	令和8(2026)年度 (目標値)
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済	設置済
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	2名配置	3名配置 (福祉関係1人、医療関係2人)

第4章 事業計画

1. 障害者総合支援法等に基づくサービス事業体系

障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）による総合的な支援は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。18歳未満では児童福祉法による障害児通所支援等もあります。

《障害福祉サービス等の体系（概略図）》



2. 第7期障害福祉計画/障害福祉サービス等の見込量と確保策

(1) 訪問系サービス・短期入所

《訪問系サービス・短期入所の種類と内容》

サービス名		サービス内容
訪問系サービス	介護給付	居宅介護
	介護給付	重度訪問介護
	介護給付	同行援護
	介護給付	行動援護
	介護給付	重度障害者等包括支援
短期入所 (介護給付)		障害者支援施設やその他の施設に短期間入所し、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。高齢者介護では夜間のみの利用が主ですが、障害福祉では、日中のみの利用もされています。

① 居宅介護

【第6期計画の実績】

全体では、利用者数については令和3(2021)年度は前年度に比べ119人減少したものの、令和4(2022)年度は前年度に比べおよそ1.3倍と増加し、令和5(2023)年度も増加し、第6期計画の見込量を超えました。また、利用時間数も令和3(2021)年度以降増加し、令和5(2023)年度には計画見込量を超えました。

障害種別では、身体障害のある人が、利用者数、利用時間数ともに令和4(2022)年度で既に見込量を超えています。

障害種別	項目	単位	実績			第6期計画見込量との比較	
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和5年度 (2023) 見込量	実績/見込量 (%)
身体障害 のある人	利用者数	人/月	237	324	341	250	136.4
	利用時間数	時間/月	4,396	5,410	5,805	5,024	115.5
知的障害 のある人	利用者数	人/月	123	149	156	189	82.5
	利用時間数	時間/月	1,333	1,558	1,719	1,711	100.5
精神障害 のある人	利用者数	人/月	358	445	456	469	97.2
	利用時間数	時間/月	4,345	5,371	6,000	5,982	100.3
障 害 の ある児童	利用者数	人/月	25	25	22	26	84.6
	利用時間数	時間/月	331	313	292	563	51.9
合 計	利用者数	人/月	743	943	975	934	104.4
	利用時間数	時間/月	10,405	12,652	13,816	13,280	104.0

※令和5(2023)年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。

【第7期計画の見込量】

障害種別	項目	単位	見込量		
			令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
身体障害 のある人	利用者数	人/月	393	445	497
	利用時間数	時間/月	6,847	7,753	8,659
知的障害 のある人	利用者数	人/月	172	189	205
	利用時間数	時間/月	1,852	2,039	2,208
精神障害 のある人	利用者数	人/月	505	554	603
	利用時間数	時間/月	6,290	6,901	7,511
障 害 の ある児童	利用者数	人/月	20	19	17
	利用時間数	時間/月	260	247	221
合 計	利用者数	人/月	1,090	1,207	1,322
	利用時間数	時間/月	15,249	16,940	18,599

※見込量は実績を参考に国の示す手法に沿って算出しています。

② 重度訪問介護

【第6期計画の実績】

全体では、利用者数については、令和3(2021)年度は前年度より5人減少し56人となり、令和4(2022)年度、令和5(2023)年度も56人で、第6期計画の見込量141人を大きく下回っています。特に身体障害のある人の利用者数が大きく下回っています。

障害種別	項目	単位	実績			第6期計画見込量との比較	
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和5年度 (2023) 見込量	実績/見込量 (%)
身体障害 のある人	利用者数	人/月	49	49	48	137	35.0
	利用時間数	時間/月	5,000	5,145	4,724	6,641	71.1
知的障害 のある人	利用者数	人/月	2	2	2	2	100.0
	利用時間数	時間/月	79	44	58	119	48.7
精神障害 のある人	利用者数	人/月	5	5	6	2	300.0
	利用時間数	時間/月	245	371	375	121	309.9
合 計	利用者数	人/月	56	56	56	141	39.7
	利用時間数	時間/月	5,324	5,560	5,157	6,881	74.9

※令和5(2023)年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。

【第7期計画の見込量】

障害種別	項目	単位	見込量		
			令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
身体障害 のある人	利用者数	人/月	47	47	46
	利用時間数	時間/月	5,108	5,108	4,999
知的障害 のある人	利用者数	人/月	2	2	2
	利用時間数	時間/月	60	60	60
精神障害 のある人	利用者数	人/月	6	7	7
	利用時間数	時間/月	371	433	433
合 計	利用者数	人/月	55	56	55
	利用時間数	時間/月	5,539	5,601	5,492

※見込量は実績を参考に国の示す手法に沿って算出しています。

③ 同行援護

【第6期計画の実績】

身体障害のある人の利用者数については、令和3(2021)年度は前年度より19人減少していますが、令和4年度とともに90人を超え、令和5(2023)年度には113人と増加し、第6期計画の見込量のおよそ1.4倍となっています。利用時間数については、令和3(2021)年度は前年度より48時間減少していますが、以降増加し、令和5(2023)年度は2,340時間で、第6期計画の見込量を上回っています。

障害のある児童については、第6期計画では見込んでおらず、利用もありませんでした。

障害種別	項目	単位	実績			第6期計画見込量との比較	
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和5年度 (2023) 見込量	実績/見込量 (%)
身体障害 のある人	利用者数	人/月	94	97	113	79	143.0
	利用時間数	時間/月	2,158	2,242	2,340	2,298	101.8
障 害 の ある児童	利用者数	人/月	0	0	0	0	—
	利用時間数	時間/月	0	0	0	0	—
合 計	利用者数	人/月	94	97	113	79	143.0
	利用時間数	時間/月	2,158	2,242	2,340	2,298	101.8

※令和5(2023)年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。

【第7期計画の見込量】

障害種別	項目	単位	見込量		
			令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
身体障害 のある人	利用者数	人/月	122	132	141
	利用時間数	時間/月	2,715	2,938	3,138
障 害 の ある児童	利用者数	人/月	0	0	0
	利用時間数	時間/月	0	0	0
合 計	利用者数	人/月	122	132	141
	利用時間数	時間/月	2,715	2,938	3,138

※見込量は実績を参考に国の示す手法に沿って算出しています。

④ 行動援護

【第6期計画の実績】

実績のある知的障害のある人の利用者数については、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度まで2人で、第6期計画の見込量の半数となっています。利用時間数は増減しながら推移し、令和5(2023)年度が58時間で、第6期計画見込量を下回っています。

精神障害のある人及び障害のある児童については、第6期計画において利用を見込みませんでした。

障害種別	項目	単位	実績			第6期計画見込量との比較	
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和5年度 (2023) 見込量	実績/見込量 (%)
知的障害 のある人	利用者数	人/月	2	2	2	4	50.0
	利用時間数	時間/月	47	40	58	91	63.7

※令和5(2023)年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。

【第7期計画の見込量】

障害種別	項目	単位	見込量		
			令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
知的障害 のある人	利用者数	人/月	2	2	2
	利用時間数	時間/月	48	48	48

※精神障害のある人・障害児は利用実績がないため見込んでいません。

⑤ 重度障害者等包括支援

【第6期計画の実績】

令和4(2022)年度まで利用はありませんでした。第6期計画においては、重度障害者等包括支援について見込みませんでした。

【第7期計画の見込量】

第7期計画においても、重度障害者等包括支援を実施する事業所が見込めない状況ですが、今後、サービスの利用ニーズに合わせ、事業所確保などの支援に努めます。

⑥ 短期入所

【第6期計画の実績】

全体では、利用者数は令和3(2021)年度は前年度より大きく減少したものの、以降増加を続け、令和5(2023)年度には前年度より27人増加し、第6期計画の見込量を上回っています。また、利用日数についても、令和5(2023)年度は第6期計画の見込量を上回っています。

障害種別では、どの障がいのある人・児童も、利用者数及び利用日数ともに第6期計画の見込量を上回り、特に障害のある児童の利用日数が大きく上回っています。

障害種別	項目	単位	実績			第6期計画見込量との比較	
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和5年度 (2023) 見込量	実績/見込量 (%)
身体障害 のある人	利用者数	人/月	14	18	29	22	131.8
	利用日数	人日/月	99	102	152	133	114.3
知的障害 のある人	利用者数	人/月	30	31	45	41	109.8
	利用日数	人日/月	331	246	286	268	106.7
精神障害 のある人	利用者数	人/月	4	4	6	3	200.0
	利用日数	人日/月	36	38	56	56	100.0
障 害 の ある児童	利用者数	人/月	2	3	3	2	150.0
	利用日数	人日/月	19	18	18	3	600.0
合 計	利用者数	人/月	50	56	83	68	122.1
	利用日数	人日/月	485	404	512	460	111.3

※令和5(2023)年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。

【第7期計画の見込量】

障害種別	項目	単位	見込量		
			令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
身体障害 のある人	利用者数	人/月	36	44	51
	利用日数	人日/月	182	203	223
知的障害 のある人	利用者数	人/月	52	60	67
	利用日数	人日/月	314	345	379
精神障害 のある人	利用者数	人/月	7	8	9
	利用日数	人日/月	64	74	83
障 害 の ある児童	利用者数	人/月	3	4	4
	利用日数	人日/月	21	28	28
合 計	利用者数	人/月	98	116	131
	利用日数	人日/月	581	650	713

※見込量は実績を参考に国の示す手法に沿って算出しています。

(2) 日中活動系サービス

《日中活動系サービスの種類と内容》

サービス名		サービス内容
日中活動系サービス	介護給付	
	生活介護	常に介護を必要とする障害のある人を対象に、主として昼間、障害者支援施設等の施設で、食事、入浴、排泄等の介助、日常生活上の支援を行うとともに、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会を提供します。
	療養介護	医療及び常に介護を必要とする障害のある人を対象に、主として昼間、病院等の施設で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の世話をを行います。
	訓練等給付	身体障害のある人または難病を患っている人を対象に、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定の期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。
		知的障害のある人または精神障害のある人を対象に、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定の期間、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。
		一般企業等への就労を希望する障害のある人を対象に、一定の期間、事業所における作業や企業における実習等を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。
		一般企業等への就労が困難な障害のある人を対象に、就労の機会を提供するとともに、生産活動等の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。A型は、事業所内において、雇用契約に基づく就労機会の提供を行い、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合、一般就労への移行に向けた支援を行います。
		一般企業等への就労が困難な障害のある人を対象に、就労の機会を提供するとともに、生産活動等の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。B型は、雇用契約は締結せずに、就労の機会や生産活動の機会を提供し、知識・能力が高まった人について、就労への移行に向けた支援を行います。
		就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
		障害のある人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担うサービス。障害のある本人の強みや課題、就労に必要な配慮について、本人と支援側が共に整理・評価（就労アセスメント）することで、適切な一般就労や就労系障害福祉サービスにつなげる。

① 生活介護

【第6期計画の実績】

全体では、利用者数については増加傾向で推移し、令和5(2023)年度は608人となっていますが、第6期計画の見込量を若干下回っています。利用日数については、令和4(2022)年度に前年度より減少しましたが、令和5(2023)年度には増加し、10,409人日となっています。これは第6期計画の見込量を若干下回っています。

障害種別では、利用者数及び利用日数ともに身体障害のある人が、令和5(2023)年度には第6期計画の見込量を超える利用となっています。

障害種別	項目	単位	実績			第6期計画見込量との比較	
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和5年度 (2023) 見込量	実績/見込量 (%)
身体障害 のある人	利用者数	人/月	191	183	193	173	111.6
	利用日数	人日/月	2,722	2,686	3,138	2,818	111.4
知的障害 のある人	利用者数	人/月	306	321	324	327	99.1
	利用日数	人日/月	5,944	5,754	6,271	6,400	98.0
精神障害 のある人	利用者数	人/月	72	82	91	128	71.1
	利用日数	人日/月	894	924	1,000	1,630	61.3
合 計	利用者数	人/月	569	586	608	628	96.8
	利用日数	人日/月	9,560	9,364	10,409	10,848	96.0

※令和5(2023)年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。

【第7期計画の見込量】

障害種別	項目	単位	見込量		
			令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
身体障害 のある人	利用者数	人/月	194	195	196
	利用日数	人日/月	2,922	2,937	2,952
知的障害 のある人	利用者数	人/月	333	342	351
	利用日数	人日/月	6,294	6,464	6,634
精神障害 のある人	利用者数	人/月	100	110	119
	利用日数	人日/月	1,155	1,271	1,375
合 計	利用者数	人/月	627	647	666
	利用日数	人日/月	10,371	10,672	10,961

※見込量は実績を参考に国の示す手法に沿って算出しています。

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

【第6期計画の実績】

全体では、利用者数について令和3（2021）年度は前年度より6人増の37人となりましたが、令和4（2022）年度、令和5（2023）年度と1人ずつ減少し、令和5（2023）年度は第6期計画の見込量を下回っています。

利用日数も令和3（2021）年度は前年度より128日増の495人日となりましたが、以降減少し、令和5（2023）年度は315人日で、第6期計画の見込量を下回っています。

障害種別では、特に身体障害のある人の利用者数、利用日数の増加が大きく、一方、精神障害のある人の利用者数、利用日数の減少が大きくなっています。

障害種別	項目	単位	実績			第6期計画見込量との比較	
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和5年度 (2023) 見込量	実績/見込量 (%)
身体障害 のある人	利用者数	人/月	3	2	3	1	300.0
	利用日数	人日/月	58	47	34	22	154.5
知的障害 のある人	利用者数	人/月	9	7	7	7	100.0
	利用日数	人日/月	153	169	156	126	123.8
精神障害 のある人	利用者数	人/月	25	27	25	33	75.8
	利用日数	人日/月	284	248	125	261	47.9
合 計	利用者数	人/月	37	36	35	41	85.4
	利用日数	人日/月	495	464	315	409	77.0

※令和5（2023）年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。

【第7期計画の見込量】

障害種別	項目	単位	見込量		
			令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
身体障害 のある人	利用者数	人/月	3	3	4
	利用日数	人日/月	54	54	72
知的障害 のある人	利用者数	人/月	8	8	9
	利用日数	人日/月	168	168	189
精神障害 のある人	利用者数	人/月	25	25	26
	利用日数	人日/月	212	212	220
合 計	利用者数	人/月	36	36	39
	利用日数	人日/月	434	434	481

※見込量は実績を参考に国の示す手法に沿って算出しています。

③ 就労移行支援

【第6期計画の実績】

全体では、利用者数についても利用日数についても、令和3(2021)年度及び令和4(2022)年度は増加が大きく、令和5(2023)年度も増加傾向にあり、第6期計画の見込量を上回っています。

障害種別では、特に精神障害のある人の利用者数及び利用日数が令和3(2021)年度、令和4(2022)年度ともに増加が大きくなっています。

障害種別	項目	単位	実績			第6期計画見込量との比較	
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和5年度 (2023) 見込量	実績/見込量 (%)
身体障害 のある人	利用者数	人/月	4	5	6	4	150.0
	利用日数	人日/月	71	82	100	86	116.3
知的障害 のある人	利用者数	人/月	22	29	26	21	123.8
	利用日数	人日/月	419	541	490	537	91.2
精神障害 のある人	利用者数	人/月	53	68	74	40	185.0
	利用日数	人日/月	938	1,232	1,343	666	201.7
合 計	利用者数	人/月	79	102	106	65	163.1
	利用日数	人日/月	1,428	1,855	1,933	1,289	150.0

※令和5(2023)年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。

【第7期計画の見込量】

障害種別	項目	単位	見込量		
			令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
身体障害 のある人	利用者数	人/月	7	8	9
	利用日数	人日/月	118	135	152
知的障害 のある人	利用者数	人/月	28	30	32
	利用日数	人日/月	527	565	603
精神障害 のある人	利用者数	人/月	84	95	105
	利用日数	人日/月	1,511	1,708	1,888
合 計	利用者数	人/月	119	133	146
	利用日数	人日/月	2,156	2,408	2,643

※見込量は実績を参考に国の示す手法に沿って算出しています。

④ 就労継続支援（A型）

【第6期計画の実績】

全体では、利用者数、利用日数ともに増加を続け、令和5（2023）年度には第6期計画の見込量を上回っています。

障害種別では、知的障害のある人の利用者数、利用日数ともに、令和5（2023）年度には第6期計画の見込量を上回っています。

障害種別	項目	単位	実績			第6期計画見込量との比較	
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和5年度 (2023) 見込量	実績/見込量 (%)
身体障害 のある人	利用者数	人/月	16	16	16	13	123.0
	利用日数	人日/月	262	278	290	303	95.7
知的障害 のある人	利用者数	人/月	39	46	57	46	123.9
	利用日数	人日/月	708	853	1,090	913	119.4
精神障害 のある人	利用者数	人/月	50	54	58	59	98.3
	利用日数	人日/月	845	928	1,037	1,119	92.7
合 計	利用者数	人/月	105	116	131	118	111.0
	利用日数	人日/月	1,815	2,059	2,417	2,335	103.6

※令和5（2023）年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。

【第7期計画の見込量】

障害種別	項目	単位	見込量		
			令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
身体障害 のある人	利用者数	人/月	16	16	16
	利用日数	人日/月	276	276	276
知的障害 のある人	利用者数	人/月	66	75	84
	利用日数	人日/月	1,228	1,395	1,562
精神障害 のある人	利用者数	人/月	62	66	70
	利用日数	人日/月	1,073	1,143	1,212
合 計	利用者数	人/月	144	157	170
	利用日数	人日/月	2,577	2,814	3,050

※見込量は実績を参考に国の示す手法に沿って算出しています。

⑤ 就労継続支援（B型）

【第6期計画の実績】

全体では、利用者数、利用日数ともに年々増加を続け、令和5（2023）年度は837人、13,696人日の利用で、第6期計画の見込量を利用者数は上回り、利用日数は下回っています。

障害種別では、身体障害のある人の利用者数、利用日数ともに、令和5（2023）年度には第6期計画の見込量を上回っています。

障害種別	項目	単位	実績			第6期計画見込量との比較	
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和5年度 (2023) 見込量	実績/見込量 (%)
身体障害 のある人	利用者数	人/月	71	86	108	89	121.3
	利用日数	人日/月	1,159	1,356	1,703	1,424	119.6
知的障害 のある人	利用者数	人/月	303	325	344	371	92.7
	利用日数	人日/月	5,593	5,925	6,420	7,609	84.4
精神障害 のある人	利用者数	人/月	290	330	385	362	106.4
	利用日数	人日/月	4,027	4,356	5,573	5,836	95.5
合 計	利用者数	人/月	664	741	837	822	101.8
	利用日数	人日/月	10,779	11,637	13,696	14,869	92.1

※令和5（2023）年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。

【第7期計画の見込量】

障害種別	項目	単位	見込量		
			令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
身体障害 のある人	利用者数	人/月	126	145	163
	利用日数	人日/月	2,010	2,313	2,600
知的障害 のある人	利用者数	人/月	364	385	405
	利用日数	人日/月	6,716	7,103	7,472
精神障害 のある人	利用者数	人/月	432	480	527
	利用日数	人日/月	5,984	6,649	7,300
合 計	利用者数	人/月	922	1,010	1,095
	利用日数	人日/月	14,710	16,065	17,372

※見込量は実績を参考に国の示す手法に沿って算出しています。

⑥ 就労定着支援

【第6期計画の実績】

令和3(2021)年度の利用者数は前年度より6人増加し、以降増加を続け、令和5(2023)年度には21人で、第6期計画の見込量のおよそ2倍となっています。

利用者	単位	実績			第6期計画見込量との比較	
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和5年度 (2023) 見込量	実績/見込量 (%)
一般就労移行者	人/月	17	18	21	10	210.0

※令和5(2023)年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。

【第7期計画の見込量】

利用者	単位	見込量		
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
一般就労移行者	人/月	23	25	28

※見込量は実績を参考に国の示す手法に沿って算出しています。

⑦ 就労選択支援（新規）

【第7期計画の見込量】

利用者	単位	見込量		
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
就労系障害福祉サービス 利用意向者	人/月		94	103

⑧ 療養介護

【第6期計画の実績】

全体では、利用者数について令和3(2021)年度及び令和4(2022)年度ともに25人で推移していましたが、令和5(2023)年度には26人となり、第6期計画見込量を上回っています。

障害種別では、身体障害のある人が第6期計画の見込量に比べ2人多くなっています。

障害種別	単位	実績			第6期計画見込量との比較	
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和5年度 (2023) 見込量	実績/見込量 (%)
身体障害のある人	人/月	23	23	24	22	109.1
知的障害のある人	人/月	2	2	2	2	100.0
合 計	人/月	25	25	26	24	108.3

※令和5(2023)年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。

【第7期計画の見込量】

障害種別	単位	見込量		
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
身体障害のある人	人/月	24	25	25
知的障害のある人	人/月	2	2	2
合 計	人/月	26	27	27

※見込量は実績を参考に国の示す手法に沿って算出しています。

(3) 自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援・地域生活支援拠点等

《居住系サービスの種類と内容》

サービス名			サービス内容
居住系サービス	介護給付	施設入所支援	介護を必要とする障害のある人に対して、入所施設において、夜間における入浴、排泄等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
	訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	障害のある人に対して、主として夜間において、共同生活の場における相談、入浴、排泄等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
		自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の理解力や生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
地域生活支援拠点等			休日・夜間に介護者が急病・入院・死亡等で障害者のケアができない、在宅での生活ができなくなる等の緊急事態が発生し、支援が必要となる場合、障害のある人の安全な受け入れ先を確保します。

① 自立生活援助

【第6期計画の実績】

全体では、令和3(2021)年度の利用者数は前年度より2人減少し、令和4(2022)年度にも2人減少しています。第6期計画では利用者数をそれぞれ1人と見込んでいましたが、精神障害のある人のみの利用となっています。

障害種別	単位	実績			第6期計画見込量との比較	
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和5年度 (2023) 見込量	実績/見込量 (%)
身体障害のある人	人/月	0	0	0	1	0.0
知的障害のある人	人/月	0	0	0	1	0.0
精神障害のある人	人/月	3	1	1	1	100.0
合 計	人/月	3	1	1	3	33.0

※令和5(2023)年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。

【第7期計画の見込量】

障害種別	単位	見込量		
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
身体障害のある人	人/月	1	1	1
知的障害のある人	人/月	1	2	3
精神障害のある人	人/月	2	3	4
合 計	人/月	4	6	8

※見込量は実績を参考に国の示す手法に沿って算出しています。

② 共同生活援助（グループホーム）

【第6期計画の実績】

全体でも障害種別でも、利用者数は増加傾向にあります。なかでも知的障害のある人は令和4(2022)年度に、精神障害のある人は令和3(2021)年度に、それぞれ第6期計画の見込量を超えた利用となっています。

障害種別	単位	実績			第6期計画見込量との比較	
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和5年度 (2023) 見込量	実績/見込量 (%)
身体障害のある人	人/月	24	26	31	36	86.1
知的障害のある人	人/月	143	174	180	163	110.4
精神障害のある人	人/月	62	80	86	54	159.3
合 計	人/月	229	280	297	253	117.4

※令和5(2023)年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。

【第7期計画の見込量】

障害種別	単位	見込量		
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
身体障害のある人	人/月	34	38	41
知的障害のある人	人/月	198	217	235
精神障害のある人	人/月	98	110	122
合 計	人/月	330	365	398

※見込量は実績を参考に国の示す手法に沿って算出しています。

③ 施設入所支援

【第6期計画の実績】

全体では、利用者数はわずかながら減少傾向で推移し、令和5(2023)年度は140人で、第6期計画の見込量を下回っています。

障害種別では、令和5(2023)年度が第6期計画の見込量を上回ったのは知的障害のある人で、身体障害のある人及び精神障害のある人は、第6期計画の見込量を下回っています。

障害種別	単位	実績			第6期計画見込量との比較	
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和5年度 (2023) 見込量	実績/見込量 (%)
身体障害のある人	人/月	46	42	44	52	84.6
知的障害のある人	人/月	95	98	95	89	106.7
精神障害のある人	人/月	2	2	1	2	50.0
合 計	人/月	143	142	140	143	97.9

※令和5(2023)年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。

【第7期計画の見込量】

障害種別	単位	見込量		
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
身体障害のある人	人/月	43	42	41
知的障害のある人	人/月	95	95	94
精神障害のある人	人/月	1	1	1
合 計	人/月	139	138	136

※見込量は実績を参考に国の示す手法に沿って算出しています。

④ 地域生活支援拠点等

【第7期計画の見込量】

項目	単位	見込量		
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
地域生活支援拠点等の設置	箇所	3	3	4
地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置	人	0	0	0
地域生活支援拠点等の検証及び検討の実施	回/年	3	3	3

(4) 相談支援

《相談支援の種類と内容》

サービス名		サービス内容
計画相談支援給付	サービス利用支援／継続サービス利用支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障害のある人と、障害福祉サービスを利用するすべての障害のある児童を対象に、支給決定または支給決定の変更前にサービス等利用計画案を作成します。支給決定または変更後、サービス調整会議などを実施し、計画の作成を行います。また、サービス等の利用状況の点検・評価を行い、計画の見直しを行います。
	地域移行支援	障害者入所施設または児童福祉施設等に入所している障害のある人、精神科病院に入院している精神障害のある人を対象に、住居の確保、その他地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。
地域相談支援給付	地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害のある人を対象に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に、相談、緊急訪問、緊急対応等を行います。

① 計画相談支援

【第6期計画の実績】

全体では、利用者数については増加傾向にあり、令和3(2021)年度には第6期計画の見込量を既に上回り、令和5(2023)年度には見込量のおよそ1.3倍となっています。

障害種別では、障害のある児童以外のそれぞれの障害のある人の利用者数が増加していて、令和3(2021)年度には既に第6期計画の見込量を上回っています。

障害種別	単位	実績			第6期計画見込量との比較	
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和5年度 (2023) 見込量	実績/見込量 (%)
身体障害のある人	人/月	88	92	98	72	136.1
知的障害のある人	人/月	165	176	180	161	111.8
精神障害のある人	人/月	162	173	184	133	138.3
障害のある児童	人/月	1	1	1	1	100.0
合 計	人/月	416	442	463	367	126.2

※令和5(2023)年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。

【第7期計画の見込量】

障害種別	単位	見込量		
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
身体障害のある人	人/月	103	108	113
知的障害のある人	人/月	187	195	202
精神障害のある人	人/月	195	206	217
障害のある児童	人/月	1	1	2
合 計	人/月	486	510	534

※見込量は実績を参考に国の示す手法に沿って算出しています。

② 地域移行支援

【第6期計画の実績】

令和5(2023)年度の利用が第6期計画の見込量に達したのは、精神障害のある人のみとなっています。

障害種別	単位	実績			第6期計画見込量との比較	
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和5年度 (2023) 見込量	実績/見込量 (%)
身体障害のある人	人/月	1	1	0	1	0.0
知的障害のある人	人/月	0	0	0	1	0.0
精神障害のある人	人/月	1	1	1	1	100.0
合 計	人/月	2	2	1	3	33.3

※令和5(2023)年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。

【第7期計画の見込量】

障害種別	単位	見込量		
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
身体障害のある人	人/月	1	1	1
知的障害のある人	人/月	0	0	1
精神障害のある人	人/月	1	1	0
合 計	人/月	2	2	2

※見込量は実績を参考に国の示す手法に沿って算出しています。

③ 地域定着支援

【第6期計画の実績】

いずれの障害のある人も、令和5(2023)年度の利用がなく、第6期計画の見込量に達していません。

障害種別	単位	実績			第6期計画見込量との比較	
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和5年度 (2023) 見込量	実績/見込量 (%)
身体障害のある人	人/月	0	0	0	1	0.0
知的障害のある人	人/月	0	0	0	1	0.0
精神障害のある人	人/月	1	1	0	1	0.0
合 計	人/月	1	1	0	3	0.0

※令和5(2023)年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。

【第7期計画の見込量】

障害種別	単位	見込量		
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
身体障害のある人	人/月	1	1	1
知的障害のある人	人/月	1	1	1
精神障害のある人	人/月	1	1	1
合 計	人/月	3	3	3

※見込量は実績を参考に国の示す手法に沿って算出しています。

(参考) 障害福祉サービス等の相談支援に係るセルフプラン率

令和4年度末の府内市町村の平均セルフプラン率は、18歳以上が41.6%、18歳未満が51.0%です。

なお、18歳以上は障害福祉サービスまたは地域相談支援の受給者数、18歳未満は障害児通所支援の受給者数より算出しました。

年齢区分	単位	実績		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
18歳以上	%	26.9	26.7	30.9
18歳未満	%	55.1	57.4	55.0

※ 令和5(2023)年度は、4月から6月までに支給決定された受給者数より算出しています。

(5) 発達障害者等に対する支援

ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの支援プログラム、ペアレントメンター養成講座等については、大阪府が開催する講座等の活用を基本に、受講希望者等への積極的な情報提供等を行います。

ピアサポート活動についても同様に、大阪府の委託を受けて実施される市内及び近隣市町における活動についての、積極的な情報提供等を行います。

【第6期計画の実績と第7期計画の見込量】

区分	単位	実績			見込量		
		令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)	人/年	0	0	0	2	5	5
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(支援者)	人/年	0	0	0	3	5	5
ペアレントメンターの人数	人	0	0	0	0	5	5
ピアサポートの活動への参加人数	人/年	0	0	0	0	5	5

※「ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム」とは

行動療法の考え方に基づき、親（養育者）が、一人ひとりの子どもにあった効果的な対処法を身につけることを目的としたプログラム・トレーニング。主な目的は、親（養育者）が、子どもの好ましい行動を増やし、好ましくない行動を減らすための技術を習得すること。親子ともに生活の中での「困り感」を減らし、心地よく生活を送っていかれることも目的の一つです。

※「ペアレントメンター」とは

発達障害のある子どもの親などが、発達障害の診断を子どもが受けて間もない親などに、経験を活かして助言を行うこと（助言者）。大阪府のペアレントメンター事業では、子育てに関する経験談の紹介や、親目線での情報提供などの活動を通して、発達障害のある子どもの家族をサポートしています。

※「ピアサポート活動」とは

同じ課題や環境を体験する人が対等な関係性の中で仲間（ピア）で支えあうこと。同じような体験や思いを分かち合うと同時に、体験を生かして、課題を抱える仲間を支援したり、体験を客観的に他者へ伝えたりすることで、自身も本来の力を自覚し発揮していく作用が期待できます。

(6) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

岸和田市自立支援協議会を協議の場として、保健・医療・福祉関係者による連携体制の強化を図り、精神障害のある人への支援体制の充実に努めます。

① 保健・医療・福祉関係者による連携体制の強化

【第6期計画の実績と第7期計画の見込量】

区分			単位	実績			見込量		
				令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)
協議の場の開催			回/年	7	12	12	12	12	12
参加者	保健関係者		人/年	8	16	16	16	16	16
	医療機関	精神科	人/年	22	37	36	36	36	36
		精神科以外	人/年	0	0	0	0	0	0
	福祉関係者		人/年	50	87	81	81	81	81
	介護関係者		人/年	6	3	12	12	12	12
	当事者		人/年	2	14	9	0	0	0
	家族		人/年				9	9	9
	目標設定及び評価の実施回数			回/年	7	12	12	12	12

※令和5(2023)年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。見込量は実績を参考に国の示す手法に沿って算出しています。

② 精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助

【第6期計画の実績と第7期計画の見込量】

区分		単位	実績			見込量		
			令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)
精神障害者の地域移行支援 (利用者数)		人/月	1	1	1	1	1	0
精神障害者の地域定着支援 (利用者数)		人/月	1	1	0	1	1	1
精神障害者の共同生活援助 (グループホーム)(利用者数)		人/月	62	80	92	98	110	122
精神障害者の自立生活援助 (利用者数)		人/月	3	1	2	2	3	4
精神障害者の自立訓練(生活 訓練)(利用者数)【新規】		人/月	-	-	-	25	25	26

※令和5(2023)年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。見込量は実績を参考に国の示す手法に沿って算出しています。

(7) 相談支援体制の充実・強化のための取り組み

基幹相談支援センターを軸として、一般相談支援事業所・特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所等との連携により相談体制の充実・強化に取り組むとともに、主任相談支援専門員をはじめとする専門的人材の確保・有効活用に努めます。

① 総合的・専門的な相談支援

【第6期計画の実績と第7期計画の見込量】

区分	単位	実績			見込量		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
総合的・専門的な相談支援	回	1,940	3,559	4,047	4,320	4,594	4,867

※令和5(2023)年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。

② 地域の相談支援体制の強化

【第6期計画の実績と第7期計画の見込量】

区分	単位	実績			見込量		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	件/年	877	3,050	2,655	2,733	2,810	2,888
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	件/年	5	4	4	4	4	4
地域の相談機関との連携強化の取組の実施	回/年	11	10	10	10	10	10
個別事例の支援内容検証【新規】	回/年	-	-	-	10	10	10
基幹相談支援センターにおける主任支援専門員の配置【新規】	人	-	-	-	1	1	1
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数【新規】	件/年	-	-	-	10	10	10
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討参加事業者・機関数【新規】	社/年	-	-	-	40	40	40
協議会の専門部会の設置数【新規】	件	-	-	-	5	5	5
協議会の専門部会の開催回数【新規】	回/年	-	-	-	45	45	45

※令和5(2023)年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。

(8) 障害福祉サービスの質を向上させるための取り組み

大阪府や関係自治体等との連携や情報の共有により、障害福祉サービスの質の向上に努めます。

① 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

【第6期計画の実績と第7期計画の見込量】

区分	単位	実績			見込量		
		令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)
大阪府が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数	人/年	21	31	27	33	33	33

※令和5(2023)年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。

② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

【第6期計画の実績と第7期計画の見込量】

区分	単位	実績			見込量		
		令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)
審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制	有無	無	無	無	有	有	有
事業所や関係自治体等と共有の実施回数	回/年	0	0	0	1	1	1

③ 障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有

【第6期計画の実績と第7期計画の見込量】

区分	単位	実績			見込量		
		令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)
障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制	有無	有	有	有	有	有	有
関係自治体との共有回数	回/年	1	7	9	11	11	11

3. 第7期障害福祉計画/地域生活支援事業の見込量と確保策

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況を勘案し、市町村が独自に提供する事業として、都道府県が行う専門性の高い相談支援事業や養成研修事業等と連携しながら実施する事業です。必須事業と任意事業があり、必須事業には次の事業があります。

《地域生活支援事業必須事業の種類と内容》

事業名	事業内容
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための啓発活動等を行います。
自発的活動支援事業	障害のある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動を支援します。
相談支援事業	相談、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、自立支援協議会の運営等を行います。
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施します。
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障害のある人等に、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用しようとする障害のある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修や、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。
手話通訳者・緊急時手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障害のある人、または聴覚や音声・言語機能に障害のある人とコミュニケーションを図る必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。 また、聴覚障害のある人またはその家族が病気または事故により救急車の要請をした場合等の緊急時において、搬送先の病院に手話通訳者を派遣し、緊急時における聴覚障害のある人の円滑なコミュニケーションを図るための支援を行います。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障害のある人とのコミュニケーションを支援するため、手話通訳技能を有する者を市役所等に設置します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障害のある人との交流活動の促進のため、市の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

事業名	事業内容
日常生活用具給付等事業	障害のある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等。
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等。
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、電気式たん吸引器、視覚障害者用体温計等。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等。
排泄管理支援用具	ストーマ装具、紙おむつ等、収尿器。
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	障害のある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	障害のある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

第6期計画に引き続き、第7期計画においても実施します。

【第6期計画の実績と第7期計画の見込量】

区分	単位	実績			見込量		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

② 自発的活動支援事業

当事者団体等への活動支援など第6期計画に引き続き、第7期計画においても実施します。

【第6期計画の実績と第7期計画の見込量】

区分	単位	実績			見込量		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

③ 相談支援事業

それぞれについて、第6期計画に引き続き、第7期計画においても実施します。

【第6期計画の実績と第7期計画の見込量】

区分	単位	実績			見込量		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
障害者相談支援事業	か所	6	6	6	6	6	6
基幹相談支援センター	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

④ 成年後見制度利用支援事業

【第6期計画の実績】

利用者数については2～5人程度で推移し、第6期計画の見込量を下回る状況となっています。

区分	単位	実績			第6期計画見込量との比較	
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和5年度 (2023) 見込量	実績/見込量 (%)
成年後見制度利用支援事業	人/年	5	2	4	10	40.0

※令和5(2023)年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。

【第7期計画の見込量】

区分	単位	見込量		
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
成年後見制度利用支援事業	人/年	5	6	7

※見込量は実績を参考に国の示す手法に沿って算出しています。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

市民後見人養成や支援を行うとともに、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職による後見人等とも連携を行っていることから、今後も実施は見込んでいません。

【第6期計画の実績と第7期計画の見込量】

区分	単位	実績			見込量		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

⑥ 意思疎通支援事業

【第6期計画の実績】

手話通訳者派遣事業では利用件数と利用時間数ともに、令和2(2020)年度以降、増加傾向にありましたが、令和5(2023)年度は減少に転じ、第6期計画の見込量を大きく下回っています。

要約筆記者派遣事業は、利用件数が減少傾向にあり、令和5(2023)年度は12件で、第6期計画の見込量を大きく下回っています。利用時間数は増加傾向にあるものの、令和5(2023)年度は129時間で、第6期計画の見込量を大きく下回っています。

区分	単位	実績			第6期計画見込量との比較	
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和5年度 (2023) 見込量	実績/見込量 (%)
手話通訳者派遣事業	件/年	233	282	195	668	29.2
	時間/年	512	634	528	1,837	28.7
要約筆記者派遣事業	件/年	30	37	12	68	17.6
	時間/年	59	60	129	340	37.9
手話通訳者設置事業	人/年	3	3	3	3	100.0

※令和5(2023)年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。

【第7期計画の見込量】

区分	単位	見込量		
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
手話通訳者派遣事業	件/年	237	257	277
	時間/年	568	617	665
要約筆記者派遣事業	件/年	26	33	40
	時間/年	260	330	400
手話通訳者設置事業	人/年	3	3	3

※見込量は実績を参考に国の示す手法に沿って算出しています。

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

【第6期計画の実績】

受講者数は、令和3(2021)年度には27人で前年度のおよそ2倍となりましたが、令和4(2022)年度は2人増、令和5(2023)年度は増減なしで、第6期計画の見込量を下回っています。

区分	単位	実績			第6期計画見込量との比較	
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和5年度 (2023) 見込量	実績/見込量 (%)
手話奉仕員養成研修事業	人/年	27	29	29	50	58.0

※令和5(2023)年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。

【第7期計画の見込量】

区分	単位	見込量		
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
手話奉仕員養成研修事業	人/年	30	30	30

※見込量は実績を参考に国の示す手法に沿って算出しています。

⑧ 日常生活用具給付等事業

【第6期計画の実績】

令和5(2023)年度の利用件数が第6期計画の見込量を上回ったのは、居住生活動作補助用具（住宅改修費）と排泄管理支援用具となっています。一方、大きく下回ったのは自立生活支援用具で、第6期計画の見込量の半数以下となっています。

区分	単位	実績			第6期計画見込量との比較	
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和5年度 (2023) 見込量	実績/見込量 (%)
介護・訓練支援用具	件/年	13	15	15	18	83.3
自立生活支援用具	件/年	48	45	24	52	46.2
在宅療養等支援用具	件/年	40	48	48	67	71.6
情報・意思疎通支援用具	件/年	86	34	57	62	91.9
排泄管理支援用具	件/年	4,482	4,643	5,226	3,928	133.0
居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	5	8	12	11	109.0

※令和5(2023)年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。

【第7期計画の見込量】

区分	単位	見込量		
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護・訓練支援用具	件/年	16	17	18
自立生活支援用具	件/年	25	30	35
在宅療養等支援用具	件/年	51	54	57
情報・意思疎通支援用具	件/年	62	67	72
排泄管理支援用具	件/年	5,598	5,970	6,342
居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	15	19	22

※見込量は実績を参考に国の示す手法に沿って算出しています。

⑨ 移動支援事業

【第6期計画の実績】

全体では、利用者数について増減しながら推移し、令和5(2023)年度は766人で、第6期計画の見込量を下回っています。また、利用時間数については令和2(2020)年度以降、増加傾向にあり、令和5(2023)年度は131,715時間となっていますが、第6期計画の見込量を下回っています。

障害種別では、令和5(2023)年度の利用者数及び利用時間数が第6期計画の見込量を上回っているのは、精神障害のある人と障害のある児童となっています。

障害種別	項目	単位	実績			第6期計画見込量との比較	
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和5年度 (2023) 見込量	実績/見込量 (%)
身体障害 のある人	利用者数	人/月	229	267	241	299	80.6
	利用時間数	時間/月	43,328	44,144	44,590	58,997	75.6
知的障害 のある人	利用者数	人/月	212	240	245	260	94.2
	利用時間数	時間/月	29,532	33,140	36,184	42,922	84.3
精神障害 のある人	利用者数	人/月	292	252	255	234	109.0
	利用時間数	時間/月	33,839	42,240	48,322	41,338	116.9
障 害 の ある児童	利用者数	人/月	26	30	25	12	208.3
	利用時間数	時間/月	3,724	2,773	2,619	2,492	105.1
合 計	利用者数	人/月	759	789	766	805	95.2
	利用時間数	時間/月	110,423	122,297	131,715	145,749	90.4

※令和5(2023)年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。

【第7期計画の見込量】

障害種別	項目	単位	見込量		
			令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
身体障害 のある人	利用者数	人/月	247	253	259
	利用時間数	時間/月	44,460	45,540	46,620
知的障害 のある人	利用者数	人/月	262	279	296
	利用時間数	時間/月	37,204	39,618	42,032
精神障害 のある人	利用者数	人/月	258	261	264
	利用時間数	時間/月	40,764	41,238	41,712
障 害 の ある児童	利用者数	人/月	26	27	28
	利用時間数	時間/月	2,964	3,078	3,192
合 計	利用者数	人/月	793	820	847
	利用時間数	時間/月	125,392	129,474	133,556

※見込量は実績を参考に国の示す手法に沿って算出しています。

⑩ 地域活動支援センター事業

《地域活動支援センター事業の内容》

事業名	事業内容
基礎的事業	地域活動支援センターの基礎的事業として、利用者に対して創作的活動または生産活動の機会の提供等、地域の実情に応じた支援を行います。
機能強化事業	基礎的事業に加え、事業の機能強化を図るため、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の類型を設け、次の事業を実施します。本市ではⅠ・Ⅲ型を実施しています。 Ⅰ型：精神保健福祉士等専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発事業を実施します。相談支援事業に併せて実施または委託を受けていることを要件とします。 Ⅱ型：地域において雇用・就労が困難な在宅で生活する障害のある人に対し、機能訓練、社会適応訓練等のサービス、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流促進を実施します。 Ⅲ型：運営年数が概ね5年以上で、実利用人員が10人以上の地域の障害者団体等が実施する通所による事業です。

【第6期計画の実績】

地域活動支援センター事業は、2か所で実施しています。地域活動支援センターはⅠ型及びⅢ型が1か所ずつです。利用者数についてⅠ型及びⅢ型ともに、近年は少しずつですが増加傾向にあり、第6期計画の見込量をⅠ型は令和4(2022)年度に、Ⅲ型は令和3(2021)年度に、既に上回っています。

区分	項目	単位	実績			第6期計画見込量との比較	
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和5年度 (2023) 見込量	実績/見込量 (%)
基礎的事業	設置か所数	か所	2	2	2	2	100.0
	利用者数	人/年	302	312	315	277	113.7
機能強化事業	地域活動支援センターⅠ型	設置か所数	1	1	1	1	100.0
		利用者数	251	257	258	253	102.0
	地域活動支援センターⅢ型	設置か所数	1	1	1	1	100.0
		利用者数	51	55	57	24	237.5

※令和5(2023)年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。

【第7期計画の見込量】

区分	項目	単位	見込量		
			令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
基礎的事業	設置か所数	か所	2	2	2
	利用者数	人/年	332	342	352
機能強化事業	地域活動支援センター Ⅰ型	設置か所数	1	1	1
		利用者数	269	275	281
	地域活動支援センター Ⅲ型	設置か所数	1	1	1
		利用者数	63	67	71

※見込量は実績を参考に国の示す手法に沿って算出しています。

(2) 任意事業

① 訪問入浴サービス事業

利用日数は令和2(2020)年度まで増加傾向にありましたが、令和3(2021)年度には74人日減少し、令和4(2022)年度に回復傾向を示していますが、第6期計画の見込量を達成するのは困難な状況となっています。

【第6期計画の実績】

区分	単位	実績			第6期計画見込量との比較	
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和5年度 (2023) 見込量	実績/見込量 (%)
訪問入浴サービス事業	人日/年	376	410	288	708	60.7

※令和5(2023)年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。

【第7期計画の見込量】

区分	単位	見込量		
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
訪問入浴サービス事業	人日/年	288	288	288

※見込量は実績を参考に国の示す手法に沿って算出しています。

② 日中一時支援事業

利用日数は増減しながら推移し、令和5(2023)年度は955人日で、第6期計画の見込量を若干下回っています。

【第6期計画の実績】

区分	単位	実績			第6期計画見込量との比較	
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和5年度 (2023) 見込量	実績/見込量 (%)
日中一時支援事業	人日/年	812	1,062	955	972	98.3

※令和5(2023)年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。

【第7期計画の見込量】

区分	単位	見込量		
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
日中一時支援事業	人日/年	1,027	1,099	1,171

※見込量は実績を参考に国の示す手法に沿って算出しています。

③ 社会参加促進事業

令和5(2023)年度の参加者数が第6期計画の見込量を上回ったのは、点訳奉仕員養成講座のみとなっています。

【第6期計画の実績】

区分		項目	単位	実績			第6期計画見込量との比較	
				令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和5年度 (2023) 見込量	実績/見込量 (%)
社会参加促進事業	点訳奉仕員養成講座	参加者数	人/年	7	5	5	4	125.0
	朗読奉仕員養成講座	参加者数	人/年	16	15	12	15	80.0
	要約筆記養成講座	参加者数	人/年	0	9	5	30	16.7
	自動車改造助成	参加者数	人/年	3	2	0	7	0.0
	点字・声の広報等 発行事業	参加者数	人/年	78	75	73	86	84.9

※令和5(2023)年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。

【第7期計画の見込量】

区分		項目	単位	見込量		
				令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
社会参加促進事業	点訳奉仕員養成講座	参加者数	人/年	7	7	7
	朗読奉仕員養成講座	参加者数	人/年	15	15	15
	要約筆記養成講座	参加者数	人/年	10	10	10
	自動車改造助成	参加者数	人/年	2	2	2
	点字・声の広報等 発行事業	参加者数	人/年	75	77	79

※見込量は実績を参考に国の示す手法に沿って算出しています。

4. 第3期障害児福祉計画/障害児支援の見込量と確保策

障害児支援を行うには、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要です。関係機関が連携を図り、障害児のライフステージに応じて、保健・医療・障害福祉・保育・教育・就労支援等に関する切れ目のない支援を提供する体制の構築を図る必要があるとともに、障害児が障害児支援を利用することで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

本市では、障害の疑いのある段階から身近な地域で支援できるように、障害児とその家族に対し、障害児通所支援及び障害児相談支援を実施しています。障害児通所支援事業所及び障害児相談支援事業所とは、連絡会等を通じて、情報共有・研修等を行い、支援の質の向上及び支援内容の適正化に努めていきます。障害児入所支援については府を実施主体としますが、府との適切な連携や支援等により、本市における障害児支援の地域支援体制を推進するとともに、本市の障害児福祉施策の一層の充実のために、次のサービスの見込み量を設定します。

（１）障害児通所支援、障害児相談支援等

《児童福祉法に基づくサービスの種類と内容》

サービス名	サービス内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援、またはこれらに合わせて治療を行うサービス。
放課後等デイサービス	放課後や学校の休校日に、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進等の支援を行うサービス。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービス。
居宅訪問型児童発達支援	重度障害の状態等で外出が著しく困難な障害児に、自宅を訪問し、日常生活動作の指導、知識技能の付与、訓練等を行うサービス。
障害児相談支援	障害児が福祉に関する問題や介護者からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言等を行うサービス。
医療的ケア児等コーディネーター配置人数	地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となるコーディネーターの配置人数の見込みを設定します。

【第2期計画の実績】

区分	単位	実績			第2期計画見込量との比較	
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和5年度 (2023) 見込量	実績/見込量 (%)
児童発達支援	人/月	168	191	164	232	70.7
	人日/月	1,901	1,724	2,080	2,861	72.7
放課後等デイサービス	人/月	548	632	661	713	92.7
	人日/月	7,639	8,802	8,678	9,652	89.9
保育所等訪問支援	人/月	27	29	39	26	150.0
	回/月	43	52	68	67	101.5
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	—
障害児相談支援	人/月	77	82	94	80	117.5
医療的ケア児等コーディネーター配置人数	人	0	2	2	1	200.0

※令和5(2023)年度は、4月～7月の実績をもとにした実績見込値です。

【第3期計画の見込量】

区分	単位	見込量		
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
児童発達支援	人/月	163	162	160
	人日/月	1,783	1,767	1,742
放課後等デイサービス	人/月	717	774	830
	人日/月	9,797	10,576	11,342
保育所等訪問支援	人/月	45	51	57
	回/月	76	87	97
居宅訪問型児童発達支援	人/月	1	1	1
	回/月	10	10	10
障害児相談支援	人/月	102	111	119
医療的ケア児等コーディネーターの配置人数(福祉関係)	人	1	1	1
医療的ケア児等コーディネーターの配置人数(医療関係)	人	2	2	2

【子ども・子育て支援等の利用ニーズの見込量】

区分	単位	見込量		
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用障害児数	人	870	952	1,033

(2) 子ども・子育て支援事業計画との連携

障害児支援の体制整備にあたっては、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）等に基づく子育て支援施策との緊密な連携を図る必要があるとともに、都道府県及び市町村で策定される「子ども・子育て支援事業計画」との整合を図る必要があります。

本市では「第2期岸和田市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間は5年間）を令和2（2020）年3月に策定し、令和5（2023）年3月に「中間年の見直し」を実施しており、そこから抜粋した内容を記載しています。なお、見込量については、障害のある児童も含めた児童全体の数値です。

① 乳幼児期の教育・保育の量の見込みと確保量

子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて、次の3つの認定区分が設けられています。

- 1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども
- 2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども
- 3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた子ども

《事業概要》

幼稚園：小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校。

認定こども園：教育と保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設。

保育所：就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設。

地域型保育：施設（原則20人以上）より少人数の単位で、0～2歳の子どもを預かる事業であり、①家庭的保育（保育ママ）、②小規模保育、③事業所内保育、④居宅訪問型保育の4つのタイプがある。

【量の見込みと確保量】

■ 1号認定

認定区分	単位	令和4(2022)年度		令和5(2023)年度		令和6(2024)年度	
		3歳	4・5歳	3歳	4・5歳	3歳	4・5歳
1号認定	人	513	1,281	510	1,189	495	1,111
確保量	人	582	1,480	605	1,478	623	1,489

■ 2号認定

認定区分	単位	令和4(2022)年度		令和5(2023)年度		令和6(2024)年度	
		3歳	4・5歳	3歳	4・5歳	3歳	4・5歳
2号認定	人	808	1,594	757	1,508	745	1,481
確保量	人	800	1,672	800	1,672	835	1,736

■ 3号認定

認定区分	単位	令和4(2022)年度		令和5(2023)年度		令和6(2024)年度	
		0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
3号認定	人	292	1,647	287	1,507	282	1,483
確保量	人	336	1,332	336	1,332	357	1,420

② 延長保育事業

《事業概要》

保育認定を受けた子どもについて、やむを得ない理由により、通常の利用時間以外の時間において保育を行う事業です。

【量の見込み】

	単位	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
見込量	人	4,140	4,348	4,567

③ 放課後児童クラブ（チビッコホーム）

《事業概要》

共働き家庭など留守家庭の児童に対して、学校の余裕教室等で、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。新制度では、対象者を6年生まで拡大しています。

【量の見込みと確保量】

	単位	期間	学年	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
見込量	人	通年	低学年	1,466	1,452	1,453
			高学年	196	202	195
			全体	1,662	1,654	1,648
		夏期	低学年	63	60	57
			高学年	46	25	23
			全体	109	85	80
確保量	人	通年	全体	1,634	1,643	1,637
		夏期		109	85	80

④ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

《事業概要》

生後2か月頃の乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行う事業です。

【量の見込み】

	単位	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
見込量	人	1,270	1,250	1,241

⑤ 養育支援訪問事業

《事業概要》

支援が必要な家庭を訪問し、適切な養育に向けた指導や助言を行い、子育て支援を行う事業です。

【量の見込み】

	単位	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
見込量	人	19	19	19

⑥ 地域子育て支援拠点事業

《事業概要》

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て親子の交流の場の提供や子育て等に関する相談等を実施する事業です。

- 一般型：週3日以上、かつ1日5時間以上開設
- 連携型：週3日以上、かつ1日3時間以上開設

【量の見込み】

	単位	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
見込量	人	8,390	8,352	8,265

⑦ 一時預かり事業（幼稚園、保育所）

《事業概要》

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所にて、一時的に預かる事業です。

【量の見込み】

	単位	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
幼稚園	人	105,822	103,290	99,518
保育所 認定こども園	人	3,016	3,003	2,971

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

① 制度の周知・啓発

障害福祉サービス等について、内容や手続きの方法がわからなかったり、知らなかったりといったアンケートの声もありました。利用者本人をはじめ、家族や支援者等に対し、あらゆる機会や媒体を活用し、継続的に周知・啓発を進めます。

② 関係各課・関係機関との連携

本計画に関する施策・事業を効果的かつ効率的に推進するため、「総合計画 将来ビジョン岸和田」をはじめ、「第5次岸和田市地域福祉計画」など、他の福祉関連計画との連携を図り、障害のある人や障害のある児童、介助者等のニーズに対応するとともに、生涯を通して適切な相談・サービス提供等支援が行われるよう、関係各課・関係機関による連絡調整、協議等に努めます。

また、関係各課・関係機関とのネットワークを通じて、属性や世代を問わない重層的・包括的な支援体制を目指します。

③ 国、府、近隣市町との連携

本計画の内容は、本市が単独で対応できないものも含まれています。広域的な対応を必要とする障害のある人や障害のある児童のニーズについては、大阪府や近隣市町と連携して取り組んでいきます。

また、緊急時の対応等障害種別にかかわらず、必要な時に必要なサービスが受けられるよう、制度の充実について、国や府へ働きかけるとともに、各種の補助制度の拡充等、財政的支援についても要望していきます。

④ 専門的人材の育成・確保

新たなサービスを含め、増加・多様化するニーズに対応できるよう、サービス提供事業者等との連携を図るとともに、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者・機関が協力して取り組むことにより、専門的人材の育成・確保に努めます。また、障害福祉サービスの質の向上を図るため、府が実施する各種研修などへの参加を事業者に働きかけていきます。さらに、市の保健福祉サービス等を担当する専門職員の育成・確保、資質の向上に努めます。

⑤ 計画の弾力的運用

今後の国の動向や社会経済情勢等の変化によっては計画内容の見直しを行うなど、弾力的な運用を行うよう努めます。

2. 計画の進行管理

本計画を着実に推進し、効果の高いものとするためには、計画を立て(Plan)、実行し(Do)、進捗状況及び成果を点検・評価した上で(Check)、取り組みの改善・見直しを行う(Action)、PDCAサイクルを構築することが大切です。

本計画の進捗状況及び成果に関する点検・評価については、毎年度、計画期間の各年度におけるサービス見込量等について、見込量や目標値の達成状況を点検・評価し、この結果に基づき、必要な計画の見直しを行います。

本市では大阪府のスケジュールに合わせて、「成果目標」と「活動指標」について、岸和田市障害者施策推進協議会において点検・評価を行い、課題に対する必要な対応を図ることとします。

参考資料

1. 計画の策定経過

年月日	項 目	議事内容
令和5(2023)年 7月5日(水)	第1回 岸和田市障害者 施策推進協議会	◇第5次岸和田市障害者計画の進捗状況について ◇第7期岸和田市障害福祉計画・第3期岸和田市障害児福祉計画の策定について
8月14日(月)～ 9月8日(金)	障害児・者へのアンケート調査の実施	
10月20日(金)	第2回 岸和田市障害者 施策推進協議会	◇第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画進捗状況調べ(令和4年度実績)について ◇第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画成果目標シートについて ◇岸和田市障害福祉計画・障害児福祉計画策定のためのアンケート調査結果について
9月29日(金)～ 10月17日(火)	岸和田市内グループホームアンケート調査の実施	
12月20日(水)	第3回 岸和田市障害者 施策推進協議会	◇第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(案)について ◇意見聴取(パブリックコメント)の実施について ◇岸和田市障害福祉計画・障害児福祉計画策定のためのグループホームアンケート調査結果について
令和6(2024)年 1月29日(月)～ 2月29日(木)	意見聴取(パブリックコメント)の実施	
3月中旬	大阪府との法定協議	
3月21日(木)	第4回 岸和田市障害者 施策推進協議会	◇第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(案)の諮問について ◇意見聴取(パブリックコメント)の報告について

2. 岸和田市障害者施策推進協議会

(1) 岸和田市障害者施策推進協議会規則

平成15年3月14日規則第7号

改正

平成22年8月26日規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、岸和田市附属機関条例(平成15年条例第1号)第4条の規定に基づき、岸和田市障害者施策推進協議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、条例別表に掲げる当該担当事務について調査審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 公共的団体等の代表者

(3) 公募した市民

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成22年8月26日規則第30号)

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

(2) 令和5(2023)年度岸和田市障害者施策推進協議会委員名簿

(敬称略)

氏 名	役 職	委 員 資 格
◎ 松端 克文	教授	武庫川女子大学（心理・社会福祉学部社会福祉学科）
○ 潮谷 光人	教授	東大阪大学（こども学部こども学科）
大賀 征夫	理事	一般社団法人岸和田市医師会
山本 隆晴	常務理事	一般社団法人岸和田市歯科医師会
徳久 貴男	事務局長	社会福祉法人岸和田市社会福祉協議会
楠見 晴人	副会長	岸和田市民生委員児童委員協議会
寺田 一男	会長	岸和田市身体障害者福社会
今口 雅博	会長	岸和田障害者・児関係団体連絡協議会
小門 永美子	会計	岸和田貝塚はづき会（精神障害者家族会）
松藤 洋二	会長	岸和田市視覚障害者協会
小西 正	会長	岸和田市聴覚障害者福社会
高田 美穂	書記	岸和田市肢体不自由児者父母の会
根来 初子	会長	岸和田市手をつなぐ育成会
今西 恒毅	事務局次長	大阪障害児・者を守る会岸和田支部
叶原 生人	山直ホーム管理者	社会福祉法人いずみ野福社会
原 知子	光生療護園主任	社会福祉法人光生会
井ノ阪 福子	なごみ施設長	社会福祉法人かけはし
田中 進	—	市民委員
谷 節子	—	市民委員
峯近 卓美	—	市民委員

◎会長 ○会長代理

3. 用語の説明

【あ行】

■一般就労

障害者自立支援法に基づき国が定めた「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」のなかで、一般就労とは、一般に企業等への就職（就労継続支援A型の利用は除く）や在宅就労、自らの起業をいう。

■医療的ケア

痰の吸引や胃ろうによる経管栄養をはじめ、医師や看護師等による医療的な支援のこと。

【か行】

■基幹相談支援センター

障害のある人の相談支援に関する業務を総合的に行う、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。

■強度行動障害

自分自身や周りの人を傷つけてしまったり、ものを壊したりといった行動が頻繁にみられる状態で、もともとある障害ではない。重度の知的障害を伴う自閉症の人に多いとされている。

■グループホーム

地域の住宅（アパート・マンション・一戸建て等）において、障害のある人が一定の経済的負担をおって数人で共同生活する住居。同居あるいは近隣に居住している世話人により食事の提供、相談その他の日常生活上の支援が行われる。

■権利擁護

生活の様々な場面で権利を侵害されやすい認知症高齢者及び障害のある人が安心して日常生活が送れるよう、弁護または擁護すること。

■高次脳機能障害

交通事故や脳血管疾患などにより脳に損傷を受け、言語・思考・記憶・行為・学習・注意などの知的な機能に障害を抱え、生活に支障を来す障害。

■工賃

一般的には、物品の生産・加工に要した労働に対して支払う金銭、手間賃。大阪府では、『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針に基づき、毎年の工賃の実態調査を実施し、目標工賃や目標工賃の達成状況を公表している。この中で、工賃の範囲を「工賃、賃金、給与、手当、賞与、その他名称を問わず、事業者が利用者に支払うすべてのものをいう。」としている。

■合理的配慮

障害の有無によらず、すべての人の人権を平等に守れるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて生じる困難を取り除くための調整や変更のこと。「障害者差別解消法」で行政機関や事業者、障害のある人に対して可能な限り合理的配慮をすることが義務づけられた。

【さ行】

■肢体不自由

上肢、下肢、体幹の機能や運動機能に障害のある状態。

■市民後見人

成年後見制度によって活動する後見人の一種で、弁護士などの専門職による後見人（専門職後見人）以外の、市民を含めた後見人のこと。また、法人後見とは、個人ではなく、福祉の事務に関して専門的な知識や能力、体制などを備えた法人を成年後見人等として選任すること。法人は社会福祉協議会、福祉関係の公益法人、社会福祉法人のほか、成年後見人等の事務を行うために設立された公益法人、NPO法人等が対象となる。

■障害支援区分

障害のある人に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障害のある人の心身の状態を総合的に示す区分であり、市町村がサービスの種類や提供する量を決定する場合に勘案すべき事項の一つ。区分1から区分6までである。

■自立支援医療（精神通院医療）

精神障害を持ち、継続的な入院によらない精神医療（通院医療）を受けの人が、公費によって医療費の補助を受けられることができる制度。

■自立支援協議会

地域の障害福祉にかかわる定期的な協議・調整の場として関係機関の参画のもとに設置。障害のある人や家族などを支えるために必要な協議・検討・調整などを進める。

■身体障害

身体機能に何らかの障害があり、日常生活に制約がある状態。身体障害者福祉法では、①視覚障害、②聴覚・平衡機能障害、③音声・言語・そしゃく機能の障害、④肢体不自由、⑤内部機能の障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害）の5つに分類されている。

■精神障害

統合失調症、気分障害（うつ病等）等の様々な精神疾患により、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態。

■成年後見制度

認知症や知的障害などにより判断能力が十分でない人を保護・支援する制度。後見人は、財産管理や契約における代理・同意等を行う。

【た行】

■短期入所

自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害のある人に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事等の必要な介護を行うサービス。

■地域活動支援センター

障害者総合支援法によって定められた、障害のある人に創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する機関。

■地域生活支援拠点等

休日・夜間に介護者が急病・入院・死亡等で障害者のケアができない、在宅での生活ができなくなる等の緊急事態が発生し、支援が必要となる場合に、障害のある人の安全な受け入れ先を確保する拠点等のこと。

■地域包括ケアシステム

高齢者等が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにするため、介護予防、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを、関係者が連携・協力して、住民のニーズに応じて一体的・体系的に切れ目なく提供するしくみ。同様のしくみを精神障害者福祉においても進めている。

■知的障害

知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）に現れ、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態。

■重症心身障害

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態。

■特別支援教育

従来の特殊教育の対象とされる障害だけではなく、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症を含めて障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するために適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う教育。

【な行】

■内部障害

身体障害者福祉法に定められた身体障害のうち、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障害の7つの障害の総称。

■難病

原因不明、治療法未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病。

■ニーズ

ニーズとは、「必要」・「要求」等と訳される。ソーシャルワーク（社会福祉援助技術）やケアマネジメントにおいては、アセスメント（利用者や家族の希望や生活の全体像を把握するために、様々な情報を収集・分析すること）によって抽出される「生活全般の解決すべき課題」のことを「ニーズ」という。

【は行】

■発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害で、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。

■バリアフリー

高齢者や障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去すること。段差解消などハード面（施設）にとどまらず、障害のある人の社会参加を困難にするソフト面での障害（制度、偏見等）の除去も含む。

【ら行】

■療育手帳

知的障害があると判定された人に交付される手帳。

SDGs（持続可能な開発目標）について

国連のSDGs（持続可能な開発目標）のうち、本計画は、以下の目標が関係しています。

本計画に関するSDGsの目標

	目標 3 (すべての人に健康と福祉を)	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	目標 10 (人や国の不平等をなくそう)	国内及び各国間の不平等を是正する
	目標 17 (パートナーシップで目標を達成しよう)	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第7期岸和田市障害福祉計画・第3期岸和田市障害児福祉計画 (令和6～8年度)

令和6（2024）年3月

発行 岸和田市

編集 岸和田市福祉部障害者支援課・子ども家庭応援部子育て支援課

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号 TEL：072-423-2121（代表）／FAX：072-431-0580